

うらやす地域福祉活動計画V

令和7年度～令和11年度

誰もが健やかに自分らしく生きられるまちへ

— 地域共生社会の実現に向けて —



令和7年3月

浦安市社会福祉協議会

「うらやす地域福祉活動計画Ⅴ」策定にあたって

昨今、少子・高齢化社会を背景に、いわゆる「2030年問題」をはじめ、「老々介護」や「ヤングケアラー」等、人々の社会活動や日常生活に及ぼす様々な影響が懸念されています。実際に地域内においても、既存の制度だけでは対応が難しい複雑かつ多様な福祉的課題が生じており、誰一人取り残さない地域社会を構築していくためには、これまで以上に地域の一人ひとりが「我が事」として捉え、地域の総力を結集して課題解決に向け取り組む仕組みづくりが必要不可欠になっています。

こうしたなか、浦安市では、令和6年度(2024年度)より地域共生社会の実現に向け、重層的支援体制整備事業を開始し、市民、民間団体、市などが協働により属性を問わない包括的な支援と地域づくりに向けた総合的な支援が進められているところです。

私たち浦安市社会福祉協議会でも、浦安市をはじめ各関係機関や市民の皆様と、協力しながらその時々課題を捉え着実に解決を図る具体的な行動計画として、「地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の推進を図ってまいりました。

今般、現行計画が令和6年度(2024年度)をもって計画期間を満了することから、これまでの基本的方向性を継承しつつ、新たな基本理念を「誰もが健やかに自分らしく生きられるまちへー地域共生社会の実現に向けてー」として、誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合い暮らすことができるまちづくりの推進を目指す、「うらやす地域福祉活動計画Ⅴ」を策定いたしました。

本計画では、浦安市が策定した「浦安市地域共生社会推進計画(第4次浦安市地域福祉計画)」と連携しつつ、基本目標はわかりやすく「知る」「つながる」「受け止める」の3つを掲げ、複雑化・複合化する地域課題から誰一人として取り残すことがない社会の実現に向け、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置して、様々な相談に応じるとともに、支援が必要な人が孤立しないよう、各支援機関が連携して支援体制の強化を図ります。また、すべての人・団体・企業等が一丸となって地域福祉活動を推進していくために、活動に必要な情報の提供や知識と技術の習得、活動拠点の支援、人材育成の取り組みに注力していきます。

今後も地域の皆様をはじめ、各種団体の皆様や市と力を合わせて、浦安にいつまでも住み続けたいと思える地域づくりを推進してまいりますので、さらなる御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり議論を積み重ね、計画策定に御尽力いただいた策定委員会委員の皆様をはじめ、策定にかかるアンケートなどで御意見をいただきました、市民、事業者、団体の各位に心より感謝申し上げます。

令和7年3月

社会福祉法人浦安市社会福祉協議会
会長 宇田川 勝 久

うらやす地域福祉活動計画Ⅴ作成によせて

私たちが暮らす日本の社会は、少子高齢化の進行により、将来的に人口減少も予想されています。浦安市は、全国の平均的な人口構成比と比べて、相対的に若い年齢層の市民が多い地域です。しかしながら、国勢調査による平成22年（2010年）から平成27年（2015年）の5年間における65歳以上人口の増加率を示す老年人口増加率は34.6%を示しており、全国の増加率や千葉県の増加率を大幅に上回っており、確実に高齢化が進んでいます。

さらに市民の皆さんの暮らしをめぐる問題・課題も多様化しており、市民の皆さんや関係団体が「我が事」として主体的に支えあい、さまざまな困りごと・望むことをもつ人たちを「丸ごと」支える取組み（実践）と仕組み（政策・施策・制度）を構築する必要があります。

本計画は、行政や社会福祉の専門機関・施設と市民の皆さんが三位一体となって取り組む地域づくりのうち、市民の皆さんが主体的に取り組む活動計画です。市民の皆さんが無理せず、ご自身の強みを活かし、支えあい、助けあう指針としてご活用ください。

うらやす地域福祉活動計画Ⅴ策定委員会 委員長 坪井 真

この計画は令和7年度（2025年度）からの5年間の社会福祉協議会の活動指針となるもので、第4次計画の評価を基に“誰もが健やかに、自分らしく生きられるまちを作りたい”との想いがたくさん詰まっています。

新型コロナウイルスが蔓延した際は、対面での会話はマスク着用が必須で、人と距離を取るよう活動も行動も制限されました。その時期を経て、現在は地域の状況は元に戻りつつありますが、確実にコロナ以前とは異なる社会になってしまったように感じます。

今回の計画は、地域や住人の方々の状況や相談先を「知る」こと、お互いを支えあうためには世代を超えて「つながる」ことが大切で、つながった人々と協力し地域の困りごとを自分の困りごととして「受け止める」ことが地域共生社会の実現につながる、と考えました。地域で暮らす皆さん一人ひとりの想いをつなぎながら、今より少しでも暮らしやすい地域づくりに参加したいと強く思います。

うらやす地域福祉活動計画Ⅴ策定委員会 副委員長 笠井 和枝

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉活動計画とは	2
3 計画の社会的背景	2
4 計画の位置づけ	4
5 計画の期間	5
第2章 地域福祉をめぐる現況	6
1 地域福祉を取り巻く現状	6
2 浦安市の状況	10
3 アンケート調査・ヒアリング調査からの意見	22
4 うらやす地域福祉活動計画IVの達成状況	31
第3章 計画の基本的な考え方	43
1 基本理念	43
2 基本目標	44
3 体系図	45
4 重点項目	46
第4章 各施策の展開	47
1 知る	47
2 つながる	51
3 受け止める	55
第5章 計画の推進	59
1 計画の進捗管理	59
2 地域との連携	60
資料編	61
1 計画策定推進体制と経過	61
2 浦安市社会福祉協議会の現状と課題	67
3 用語集	71

1 計画策定の趣旨

近年、私たちを取り巻く環境は大きく変わっています。少子高齢化や人口減少などの社会的な変化に伴い、非正規雇用の増加による生活の困窮、子育てへの不安、児童虐待、不登校、社会的な孤立など、既存のサービスでは対応しきれない、制度の狭間といわれる新たな課題（8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー等）、様々な課題が地域で生じています。

高齢者、障がいのある人、こどもなど、誰もが安心して生き生きと暮らせる地域を実現するためには、地域の一人ひとりが地域づくりを我が事として捉え、取り組む仕組みづくりが重要です。さらに、地域内の課題解決に取り組むためには、関係機関や団体、事業者、ボランティアなどの連携を強化し、地域での活動を広げることも地域福祉の推進には欠かせません。

地域で活動を推進するためには、市による体制整備や既存の制度だけでは対応しきれない複雑な課題に対して、関係機関が縦割りではなく「横断的に」協力して総合的な相談支援体制を構築していく必要があります。

浦安市では、地域共生社会の実現に向けて、「浦安市地域福祉計画」のもと、誰もが安心して生活できる環境を整え、すべての市民が自らの生活を豊かにし、地域社会に貢献できるようなまちづくりをめざしています。

浦安市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」）においても、地域住民や関係団体・機関などが相互協力して、主体となって取り組んでいく活動・行動計画として、「うらやす地域福祉活動計画」を策定し、「浦安市地域福祉計画」と地域福祉推進の方向性などを共有し、取り組みを進めてきました。

令和2年（2020年）3月に策定した「うらやす地域福祉活動計画Ⅳ」が令和6年度（2024年度）をもって終了することから、これまでの取り組み状況について評価を行うとともに、今後の課題や方向性を見直し、浦安市において令和7年（2025年）3月に策定された「浦安市地域共生社会推進計画（第4次浦安市地域福祉計画）」（以下「地域福祉計画」）を踏まえ、新たな「うらやす地域福祉活動計画Ⅴ」（以下「活動計画」）を策定しました。

※浦安市では第3次地域福祉計画まで「浦安市地域福祉計画」と表記していましたが、第4次浦安市地域福祉計画より「浦安市地域共生社会推進計画（第4次浦安市地域福祉計画）」と名称変更しています。

2 地域福祉活動計画とは

活動計画は、地域福祉の中核的役割を担う社会福祉協議会が呼びかけて、地域住民や関係機関・団体などが相互協力し、役割分担のもとに、地域が抱える生活課題や福祉課題の解決を目指すとともに、福祉のまちづくりへと発展させていくための活動計画としての性格を持っています。

また、住民の立場、民間の立場でどこまで役割を担えるかを明確にするとともに、地域住民が主体となって取り組んでいく地域福祉活動の具体的な内容を定める計画として位置付けられるものです。

市町村が策定する地域福祉計画とは地域福祉推進の方向性などを共有することが望まれ、整合性を図る必要があるとされています。

3 計画の社会的背景

(1) 重層的支援体制整備事業の創設

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる地域共生社会の実現に向けた改革の一つとして、改正社会福祉法が平成30年（2018年）に施行されました。

この改正では、地域福祉推進の理念として「支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨」が明記されました。

また、この理念を実現するため、市町村において、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複雑化・複合化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の整備に努める旨が規定されました。

さらに、令和3年（2021年）4月の改正では、市町村において、既存の相談支援等の取り組みを生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設され、市町村の包括的かつ重層的な支援体制の充実を図ることが求められています。

浦安市においては、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）にかけて重層的支援体制整備事業移行準備事業に取り組み、包括的支援体制の整備のあり方について検討を重ね、令和6年度（2024年度）より重層的支援体制整備事業を実施しています。

浦安市が実施する重層的支援体制整備事業は、新たな窓口等を作るものではなく、市全体の支援関係機関による既存の取り組みを活用して、「包括的な支援体制」を整備することによって、地域共生社会の実現を目指しています。

(2) 成年後見制度の利用促進

成年後見制度が十分に利用されていないことから、平成28年（2016年）5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、同法に基づく国の成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。令和4年（2022年）3月には第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、これまでの課題に対する対応として成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実、成年後見制度の運用の改善、後見人への適切な報酬の付与、地域連携ネットワークづくりの推進などが計画に盛り込まれました。

(3) 再犯防止の推進

我が国の刑法犯検挙人員全体に占める再犯者の割合は上昇傾向にあり、新たな犯罪被害者を生まない、安全・安心な社会を実現するために、平成28年（2016年）12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、同法に基づく国の再犯防止推進計画が策定されました。令和5年（2023年）3月に策定された第二次再犯防止推進計画において、市町村には、地域住民に最も身近な基礎自治体として、各種行政サービスを必要とする犯罪や非行をした人等が地域で安定して生活できるよう適切にサービスを提供するよう努めることとされています。

(4) 避難行動要支援者対策

平成25年（2013年）の「災害対策基本法」の一部改正により、高齢者、障がいのある人等の特に配慮を要する方のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿の作成が各自治体に義務付けられ、浦安市においても名簿の適正な管理・更新を行っています。一方で、いまだ災害により、多くの高齢者等が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題があります。令和3年（2021年）5月施行の災害対策基本法の一部改正では、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、市町村には、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の策定が努力義務化されました。

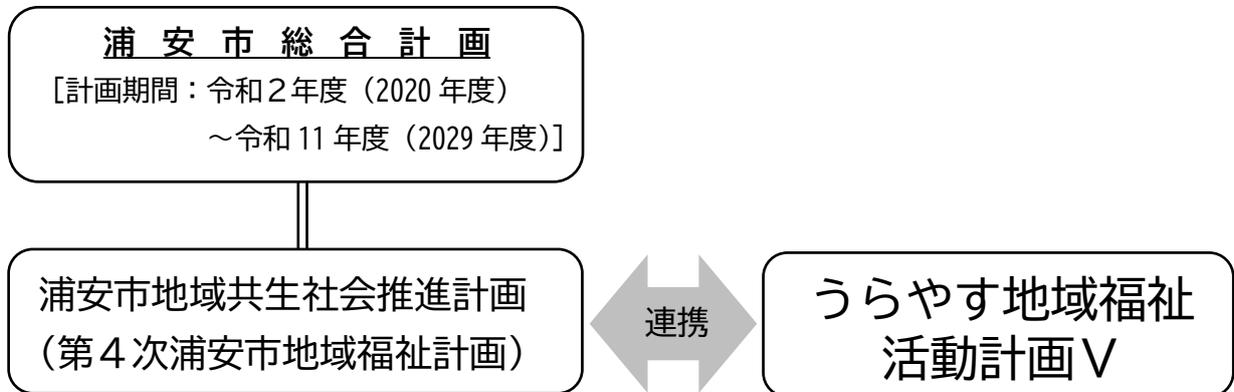
(5) 孤独・孤立対策

社会の変化により個人と社会や他者との関わりが希薄になる中で、日常生活や社会生活において孤独を覚えたり、社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある人の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、令和6年（2024年）4月に「孤独・孤立対策推進法」が施行されました。

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務や、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等が規定され、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策が推進され、孤独・孤立の状態から脱却して日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう必要な支援が行われることを目指しています。

4 計画の位置づけ

活動計画は、地域福祉計画と連携し、実行計画として具体的な取り組みの方向性を示すものとなっています。



(1) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されています。

社会福祉協議会には、住民主体の理念に基づき、地域にある福祉問題を、みんなで考え、話しあい、課題の解決に向けて取り組むという活動を通して、地域に働きかけ、福祉コミュニティづくりを推進する役割や、住民と関係機関・団体等をつなげていく中核的な組織としての役割が求められています。

社会福祉協議会が策定する「うらやす地域福祉活動計画」は、地域福祉活動を促進していくための計画です。本計画を一人でも多くの住民に知ってもらい、何らかの活動に主体的に関わってもらえるように働きかけていきます。

(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画

地域福祉計画は、市全体で地域福祉を効果的に推進する方策を示す計画です。

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会として、地域福祉計画と整合を図り、市民、自治組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体など、個人と多様な組織・団体が協働して地域福祉を主体的に実践することを定めた計画です。

両計画が連携することにより、市が直面する生活課題や福祉ニーズを共有した上で、市及び社会福祉協議会の取り組みを明確にし、協働性と実効性を高めながら、地域福祉を推進することを目指します。

計画名	地域福祉計画	地域福祉活動計画
推進組織	市	市社会福祉協議会
計画の性格	行政計画	民間計画
連携の意義	「生活課題や福祉ニーズの共有」「推進の方向性と実践の連動」	

5 計画の期間

計画の期間は、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、5年計画とし、令和7年度（2025年度）を初年度とし令和11年度（2029年度）を目標年度とする5か年とします。

令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
浦安市総合計画（第1期）									
第3次浦安市地域福祉計画					浦安市地域共生社会推進計画 （第4次浦安市地域福祉計画）				
うらやす地域福祉活動計画Ⅳ					うらやす地域福祉活動計画Ⅴ				

1 地域福祉を取り巻く現状

従来、市町村には高齢者、障がい者、子ども・子育てといった施策分野別に計画策定が求められており、各市町村では、対象者別にサービス基盤の整備や支援体制の整備を進めてきました。しかし、住民の支援ニーズは複雑化・多様化しており、従来の支援の枠組では対応が困難な複合課題や困難事例等が数多く顕在化しています。

社会的孤立など関係性の貧困の社会課題化、ダブルケアやいわゆる8050問題など複合的な課題や人生を通じて複雑化した課題、就職氷河期世代の就職困難など雇用を通じた生活保障の機能低下などの変化、さらに、外国人の増加や性的指向・性自認への認識の広まりなど、地域の構成員やその価値観の多様性は増しています。

平成28年（2016年）には、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、地域共生社会が今後の福祉改革の柱として位置づけられました。従来、高齢者福祉・介護、障がい者福祉、健康増進、福祉活動等の各施策分野において専門的サービス基盤整備や生活環境整備が行われてきましたが、これを基盤にしつつも、住民参加による総合的、包括的取り組みの方向性が明確に示されました。

地域共生社会とは、平成28年（2016年）6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において提案された理念で、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考えが示されました。

平成29年（2017年）には、地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）の最終とりまとめにより、福祉の領域を超えた地域全体で地域力強化を図る必要性が示されました。また、その視点として、「それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦」、「すべての地域の構成員の参加・協働」、「重層的セーフティネットの構築」、「包括的な支援体制の整備」、「福祉以外の分野との協働を通じた支え手・受け手が固定されない参加の場、働く場の創造」の5点が示されました。

また、令和2年(2020年)には、社会福祉法が改正され、地域共生社会の実現に向けて、重層的支援体制整備事業が創設されました。これは「相談支援」によって本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で支援を進めるとともに、「参加支援」を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施しつつ、地域を面で捉えた「地域づくりに向けた支援」によって、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施することで、個別支援と地域に対する支援の両面から、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化するものです。

令和6年(2024年)には、孤独・孤立対策推進法が施行され、孤独・孤立対策として、孤独・孤立双方への社会全体での対応、当事者や家族等の立場に立った施策の推進、人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進を掲げています。

一連の制度改革は、従来の枠組での支援の限界を超えるための取り組みであり、個人の人生やその中で抱える課題の複雑・多様化が進んでいることを踏まえると、対人支援、特に個人の生活に身近な市町村レベルの支援においては、一人ひとりの生が尊重され、複雑・多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくための「伴走型支援」の強化が求められています。「伴走型支援」とは、支援者と本人とが継続的につながり関わり合いながら、本人と社会・他者との関係を広げていくことを目指すものです。

《国の動向》「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

平成 27 年 9 月	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
	多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成 28 年度予算)
平成 28 年 6 月	「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
7 月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
10 月	地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
12 月	地域力強化検討会中間とりまとめ
	「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成 29 年度予算)
平成 29 年 2 月	社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出
	「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
5 月	社会福祉法改正案の可決・成立→ 6 月改正社会福祉法の公布
	※改正法の附則において、「公布後 3 年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定
9 月	地域力強化検討会最終とりまとめ
12 月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
平成 30 年 4 月	改正社会福祉法の施行
令和元年 5 月	地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置
7 月	地域共生社会推進検討会中間とりまとめ
12 月	地域共生社会推進検討会最終とりまとめ
令和 2 年 3 月	社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出
6 月	改正社会福祉法の可決・成立
	※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和 3 年 4 月施行
令和 3 年 4 月	重層的支援体制整備事業の創設 地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を構築することを目的とし、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を一体的に実施
令和 6 年 4 月	孤独・孤立対策推進法(令和 5 年 6 月 7 日公布 令和 6 年 4 月 1 日施行) (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応 (2) 当事者や家族等の立場に立った施策の推進 (3) 人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

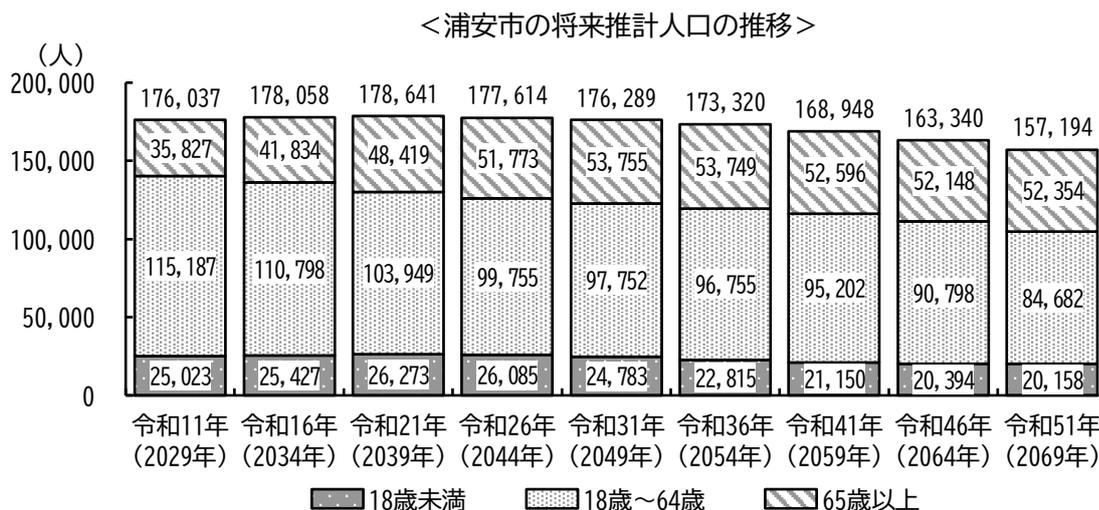
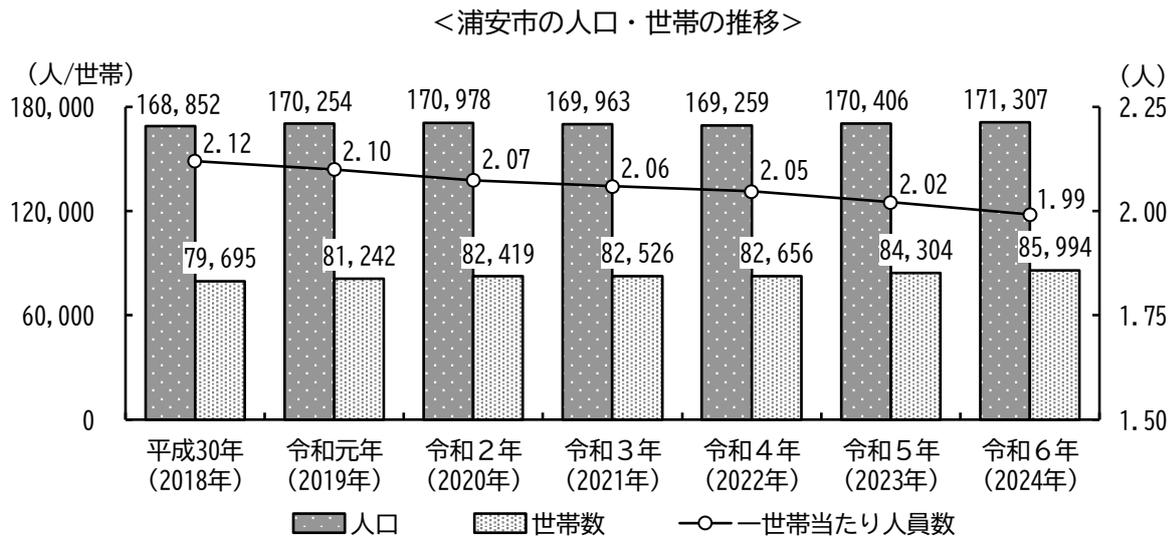
	福祉分野を取り巻く国の動向
令和2年度 (2020年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改正健康増進法の施行 ○ 改正児童福祉法の施行 ○ 改正障害者雇用促進法の施行 ○ 新子育て安心プラン公表
令和3年度 (2021年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改正社会福祉法の施行 ○ 子ども・若者育成支援推進大綱（第3次） ○ 改正母子保健法の施行 ○ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行 ○ 改正子ども・子育て支援法の施行
令和4年度 (2022年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第二期成年後見制度利用促進基本計画の閣議決定 ○ 改正成育基本法の施行 ○ 改正子ども・子育て支援法の施行 ○ 改正児童福祉法の施行 ○ 改正社会福祉法の施行 ○ 改正障害者総合支援法の施行
令和5年度 (2023年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第二次再犯防止推進計画の閣議決定 ○ 改正成育基本法の施行 ○ こども家庭庁の発足 ○ こども基本法の施行 ○ こども大綱の閣議決定 ○ 改正児童福祉法の施行 ○ 改正障害者総合支援法の施行 ○ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行
令和6年度 (2024年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改正児童福祉法の施行 ○ 改正障害者差別解消法の施行 ○ 改正介護保険法の施行 ○ 改正障害者総合支援法の施行 ○ 改正生活困窮者自立支援法の施行 ○ 孤独・孤立対策推進法の施行 ○ 改正住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行 ○ 改正子ども・子育て支援法の施行 ○ 子どもの貧困対策推進法を改称した、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法の施行 ○ 子ども・若者育成支援推進法の施行 ○ 就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行 ○ 高齢社会対策大綱の閣議決定

2 浦安市の状況

(1) 人口や世帯の状況

① 総人口・世帯数の推移

浦安市の人口は増減を繰り返し、世帯数は微増傾向にあります。一世帯あたりの人員数は、減少傾向となっており、令和6年（2024年）4月1日現在では1.99となっています。

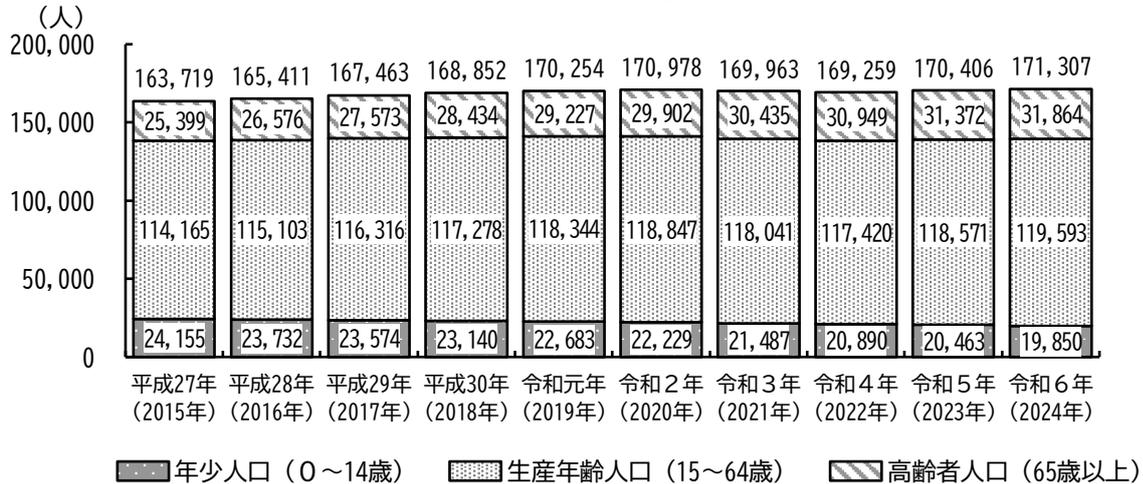


② 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別人口推移をみると、年少人口は減少、生産年齢人口はほぼ横ばい、高齢者人口は増加傾向となっています。

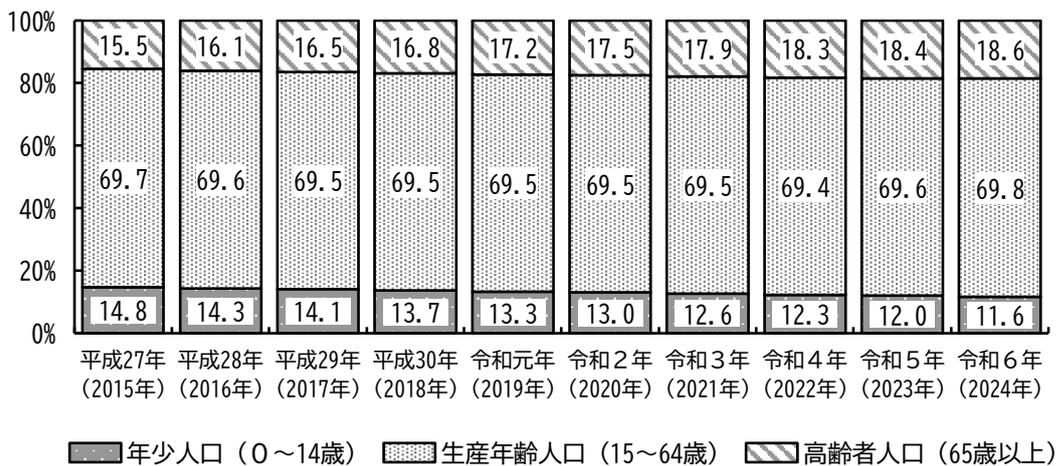
また、年齢3区分別人口構成比もこれと同様の傾向を示しています。

<浦安市の年齢3区分別人口の推移>



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

<浦安市の年齢3区分別人口構成比の推移>



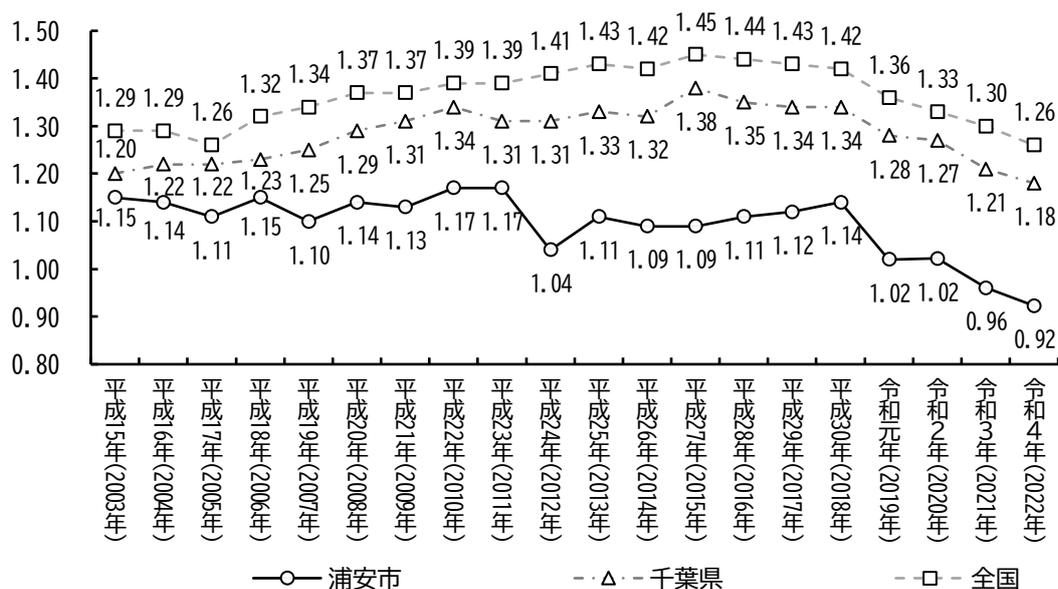
資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

(2) こどもを取り巻く状況

① 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、東日本大震災発生の翌年である平成24年(2012年)に大きく下落し、その後横ばいで推移していましたが、令和元年(2019年)以降急激に減少しています。一方、千葉県や全国の出生率も減少していますが、浦安市を上回っています。

<浦安市の合計特殊出生率の推移>



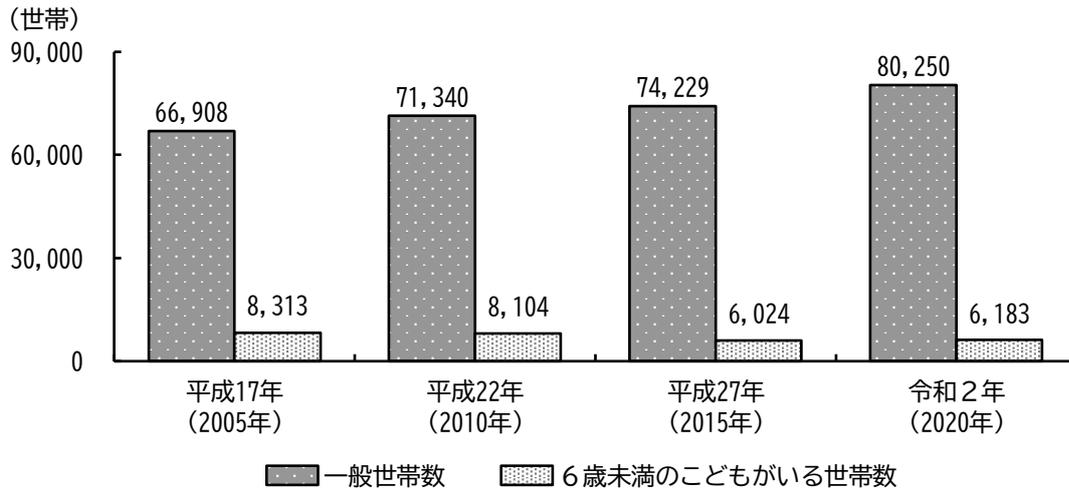
資料：厚生労働省統計調査 千葉県健康福祉部健康福祉指導課

② こどものいる世帯の推移

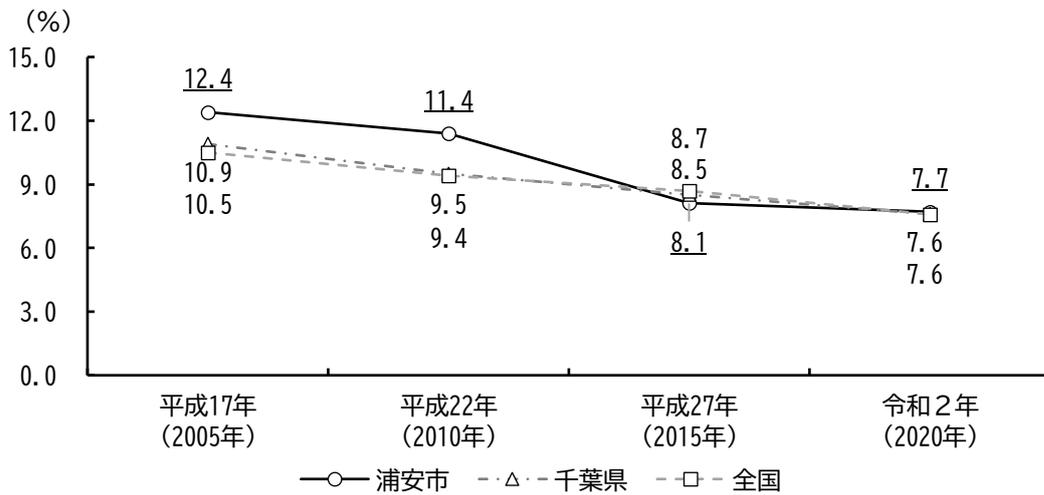
6歳未満のこどものいる世帯数は減少傾向にある一方で、一般世帯数は増加となっています。

6歳未満のこどものいる世帯割合をみると、平成17年から平成22年（2005～2010年）は千葉県や全国を上回っていましたが、その後は低いか同程度になっています。また、浦安市、千葉県、全国ともに減少傾向となっています。

<浦安市の6歳未満のこどものいる世帯の推移>



<浦安市の6歳未満のこどものいる世帯割合の推移>

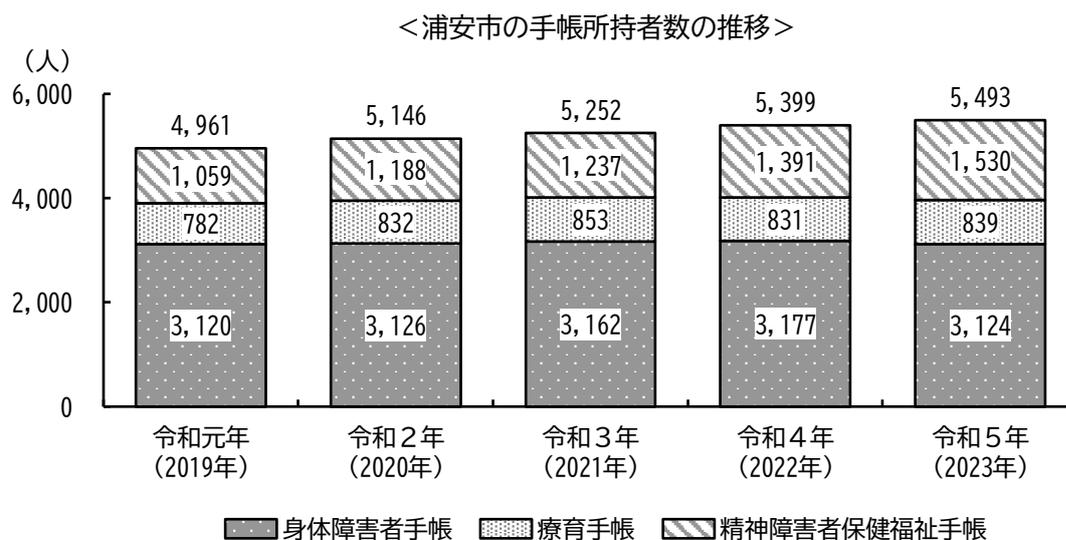


資料：国勢調査

(3) 障がい者を取り巻く状況

① 各障がい者手帳所持者数の状況

障がい者の状況を手帳所持者数で見ると、身体障がい者手帳所持者数は年々増加していましたが、令和5年（2023年）に減少しました。他の手帳所持者は増加傾向となっています。特に精神障がい者保健福祉手帳の所持者は令和5年（2023年）には1,530人となり、令和元年（2019年）の1.4倍となっています。

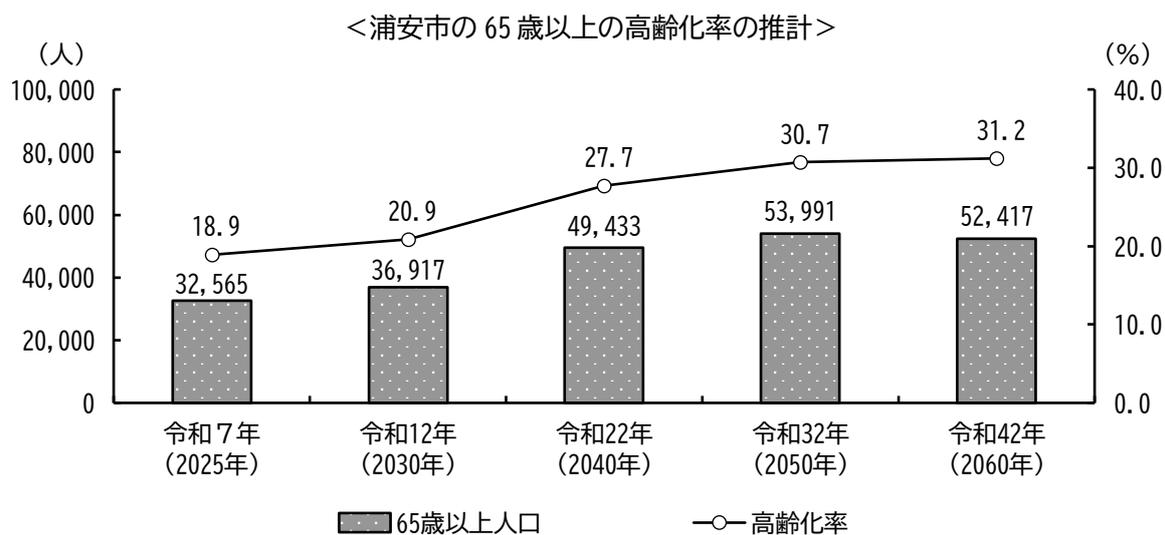
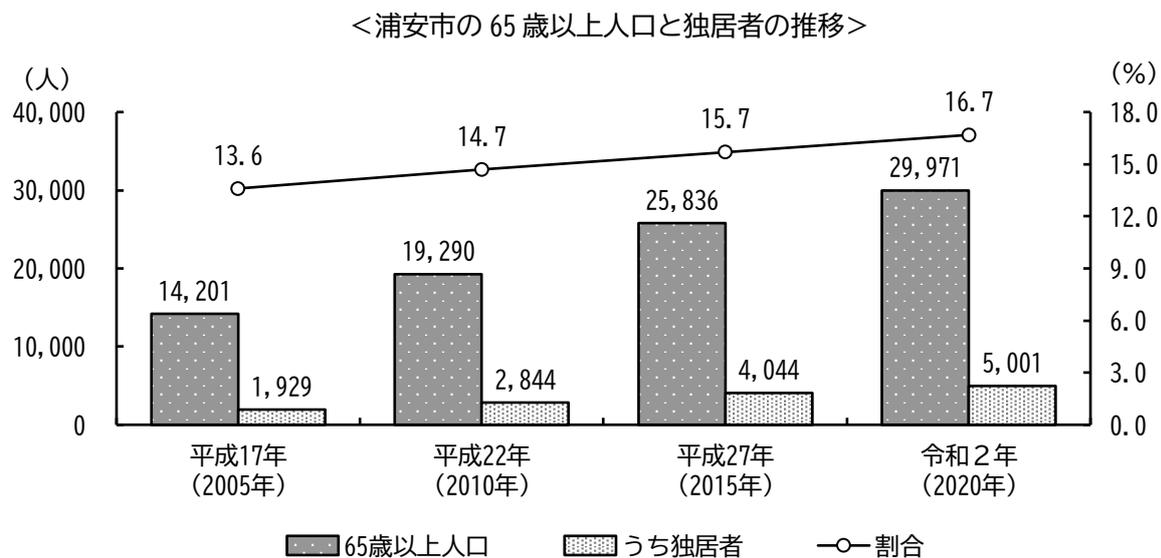


資料：浦安市障がい福祉課資料（各年3月31日現在）

(4) 高齢者を取り巻く状況

① 高齢者人口と独居者数

65歳以上の人口及び独居者数はともに増加傾向にあり、65歳以上人口に占める独居者の割合は増加しています。

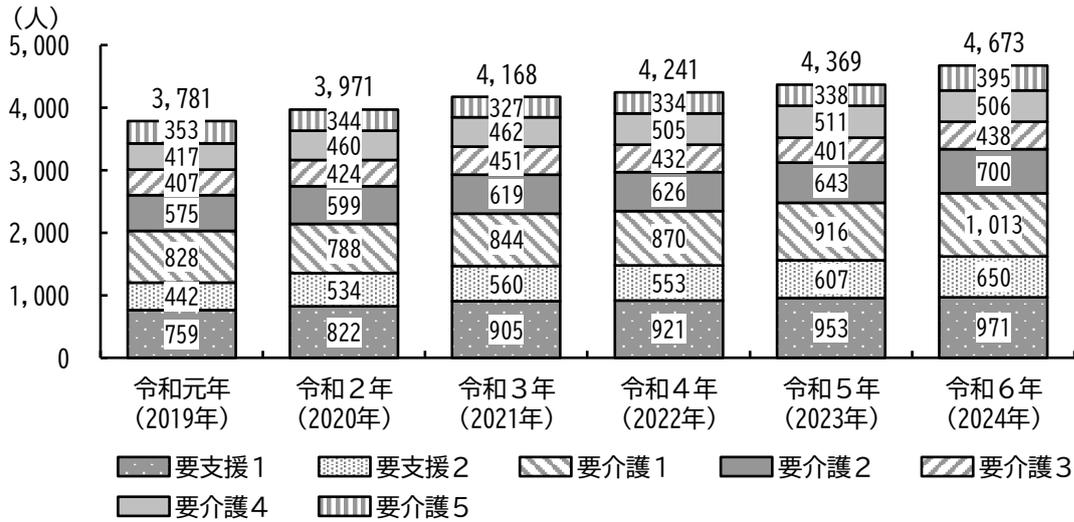


② 要支援・要介護の状況

要支援・要介護認定者数は令和6年（2024年）には4,673人となっており、介護度別に見ると、要支援1の増加が目立っています。

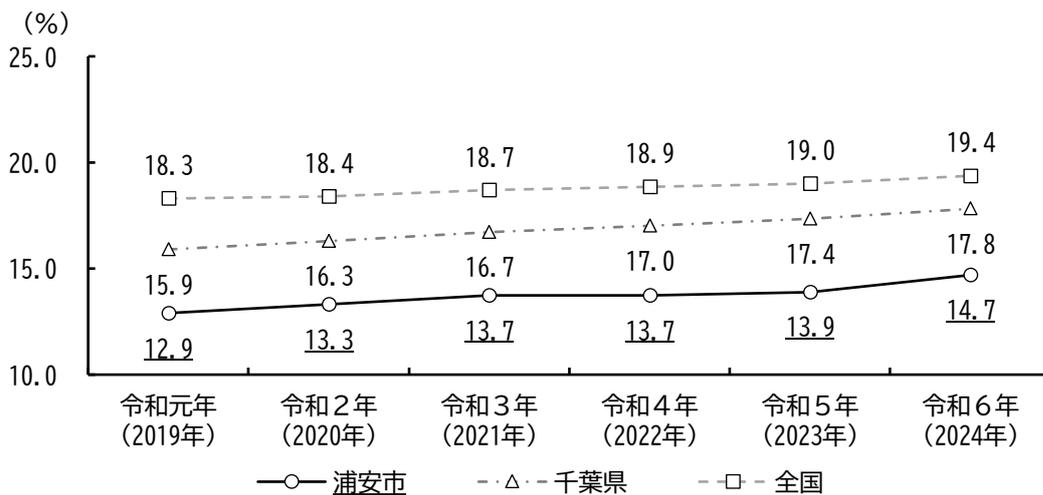
第1号被保険者に占める浦安市の認定率は令和6年（2024年）が14.7%で増加傾向で推移しています。千葉県と全国も同様に増加傾向にあります。

<浦安市の要支援・要介護認定者数の推移>



※第1号被保険者のみのデータです。

<浦安市の要支援・要介護認定率の推移>

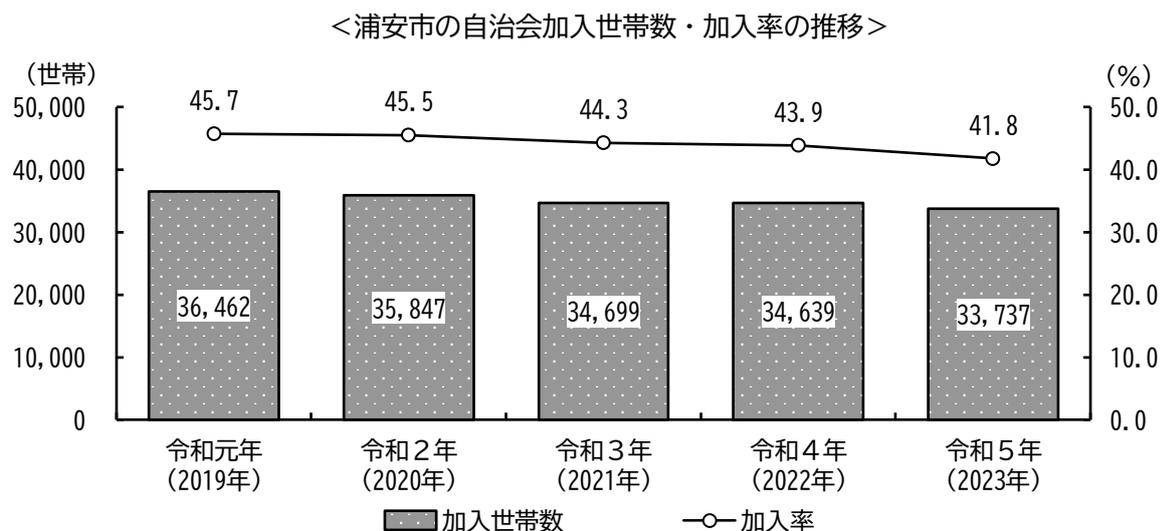


資料：厚生労働省 介護保険事業状況報告（年報）

(5) 地域活動等の状況

① 自治会加入世帯数・加入率の状況

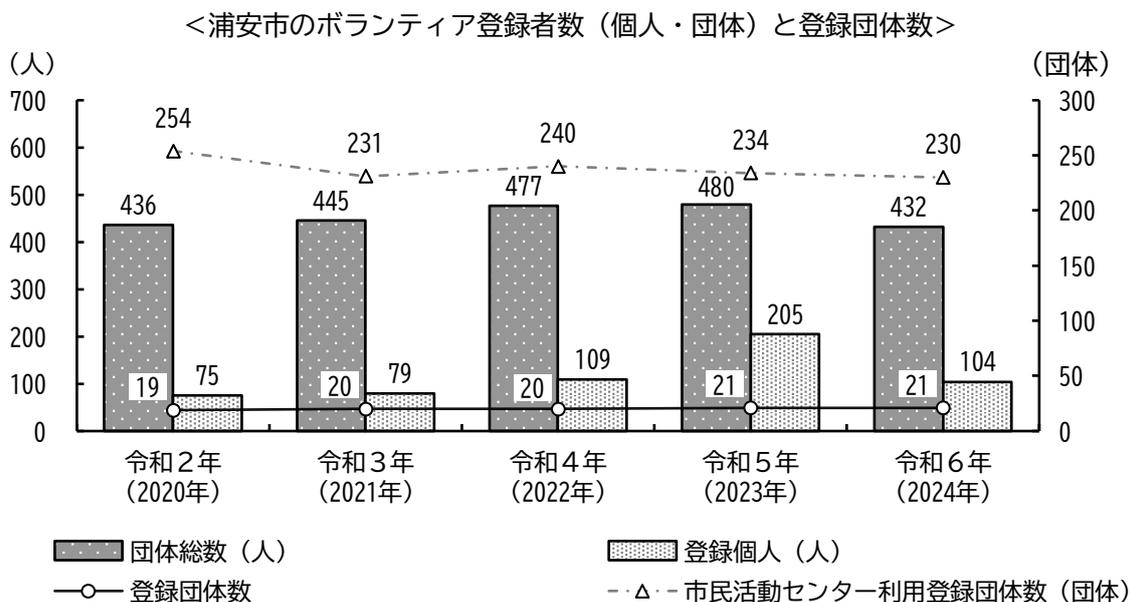
自治会加入世帯数は令和元年（2019年）以降減少しており、令和5年（2023年）では33,737世帯となっています。加入率も令和元年（2019年）以降減少しており、令和5年（2023年）では41.8%となっています。



資料：地域振興課資料（各年4月1日現在）

② ボランティア登録者数（個人・団体）と登録団体数の状況

ボランティア登録団体数はほぼ横ばいで推移しています。団体登録者総人数と個人での登録者は増加傾向となっていました。令和6年（2024年）で減少しています。



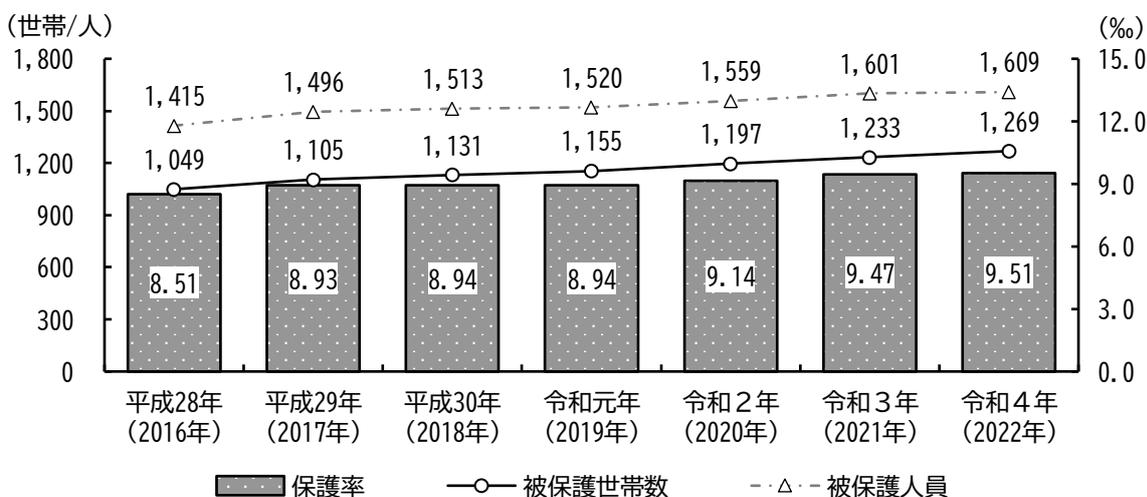
資料：日報ボランティア推移表より抜粋（各年4月1日現在）

(6) 生活困窮の状況

生活保護の受給者、世帯数は増加傾向にあり、被保護世帯数は令和3年度（2021年度）には1,200世帯を超えています。

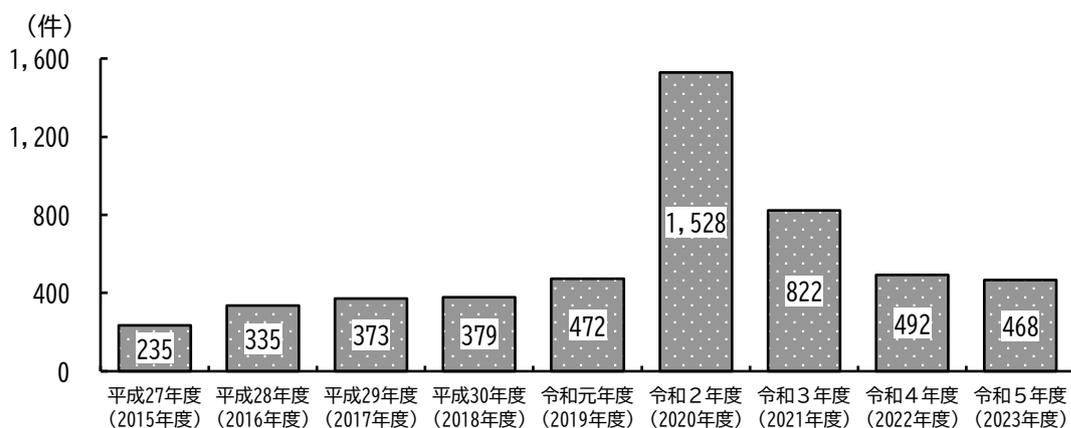
生活困窮者の相談窓口（自立相談支援機関）である「浦安市総合相談窓口」における新規相談件数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響による住居確保給付金の急増に伴う一時的な急増が見られた以降は減少傾向にあり、令和5年度（2023年度）は468件となっています。

<浦安市の被保護世帯数、被保護人員、保護率の推移>



資料：浦安市社会福祉課 生活保護法による扶助別状況（各年度月平均）

<自立相談支援の新規相談件数の推移>

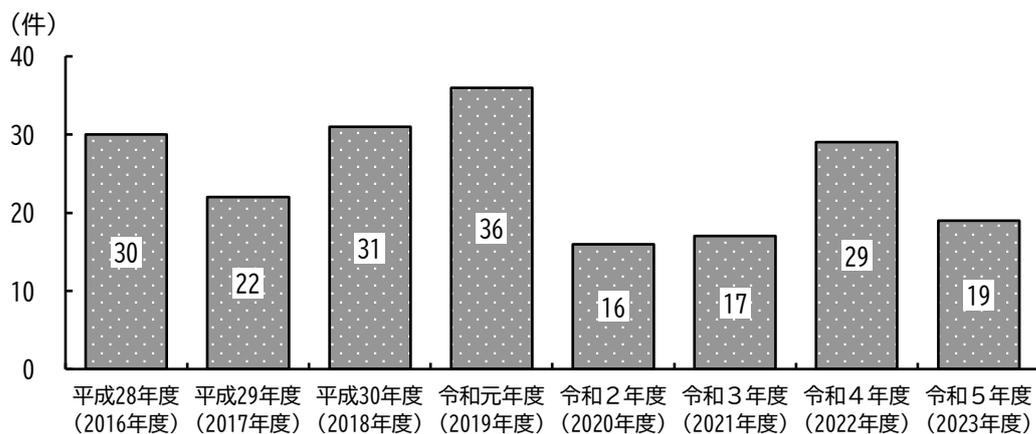


資料：浦安市社会福祉課（各年度総数）

(7) ひきこもりをめぐる状況

ひきこもりに関する相談窓口「浦安市ひきこもり相談窓口」における新規相談件数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により令和2年度（2020年度）に減少し、以降増加傾向にありましたが、令和5年度（2023年度）は減少し19件となっています。

<ひきこもり相談窓口の新規相談件数の推移>



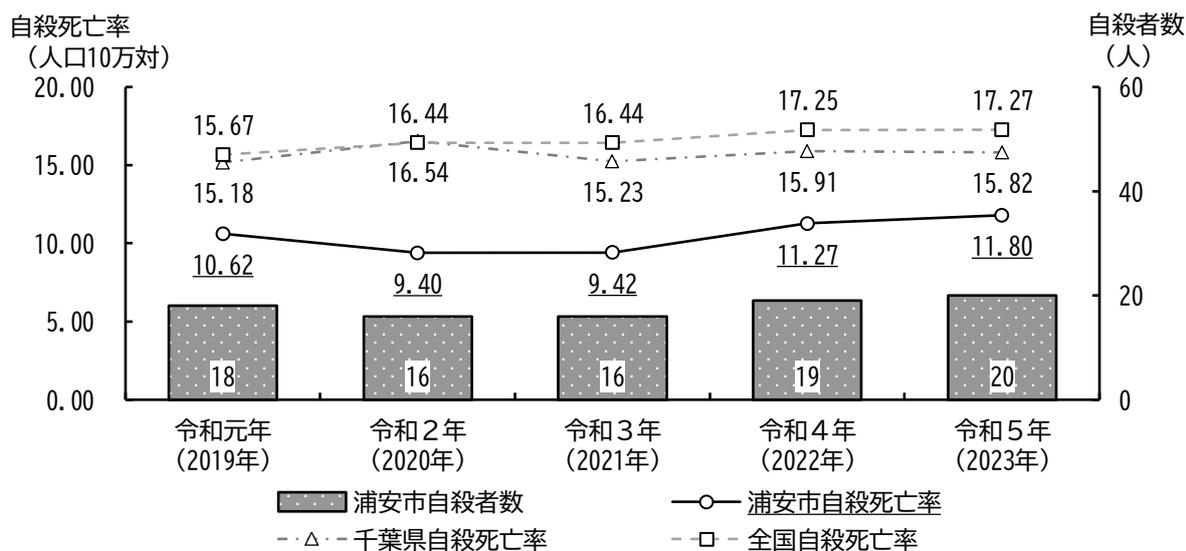
資料：浦安市社会福祉課（各年度総数）

(8) 自殺をめぐる状況

① 自殺者数及び自殺死亡率

浦安市の自殺死亡者数は近年、20人前後で推移し、自殺死亡率は千葉県や全国よりも低い傾向にあります。また、千葉県および全国の自殺死亡率は横ばい傾向にあります。

<浦安市の自殺者及び自殺死亡率の推移>



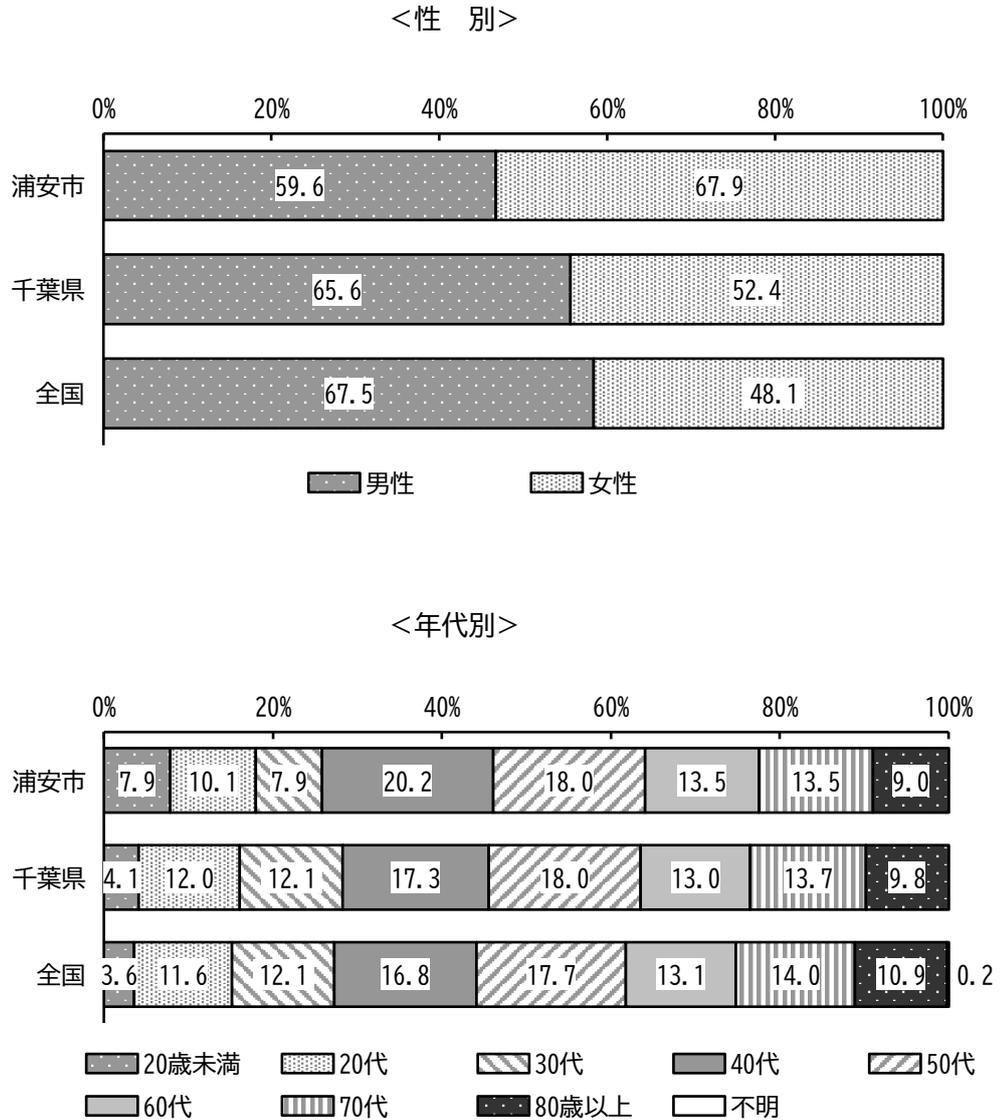
資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）各年

		令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
浦安市	自殺者数(人)	18	16	16	19	20
	自殺死亡率(人口10万対)	10.62	9.40	9.42	11.27	11.80
千葉県	自殺者数(人)	958	1,045	963	1,004	998
	自殺死亡率(人口10万対)	15.18	16.54	15.23	15.91	15.82
全国	自殺者数(人)	19,974	20,907	20,820	21,723	21,657
	自殺死亡率(人口10万対)	15.67	16.44	16.44	17.25	17.27

資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）各年

② 性別及び年代別自殺者割合（令和元年（2019年）～令和5年（2023年）の合計）

浦安市の自殺死亡者を性別で見ると、男性は、千葉県や全国より低く、女性は高くなっています。年代別では、40歳代が全体の2割を超えています。また20歳未満で、千葉県や全国と比べて高い割合となっています。



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）令和元年（2019年）～令和5年（2023年）の合計

3 アンケート調査・ヒアリング調査からの意見

(1) 地域の支えあい・助けあいに関するアンケート調査結果

【地域の支えあい・助けあいに関するアンケート調査】

実施期間：令和6年（2024年）8月13日（火）～9月16日（月）

実施方法：①Googleフォームを使用したインターネットでの回答

②アンケート用紙を使用した回答

実施対象：①社会福祉協議会関係者（支部社会福祉協議会推進委員、登録ボランティア、民生委員・児童委員、保護司）

②一般市民

広報手段：①社会福祉協議会主催事業参加者への声掛け（各ぽっかぽか・Uセンター、子育てサロン）

②関係団体主催のイベント・企画参加者への声掛け

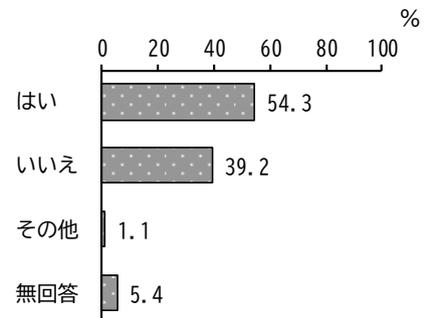
③広報誌（広報うらやす・ミニコミ各誌）による掲載

④SNS媒体を活用した広報

回答数：462件

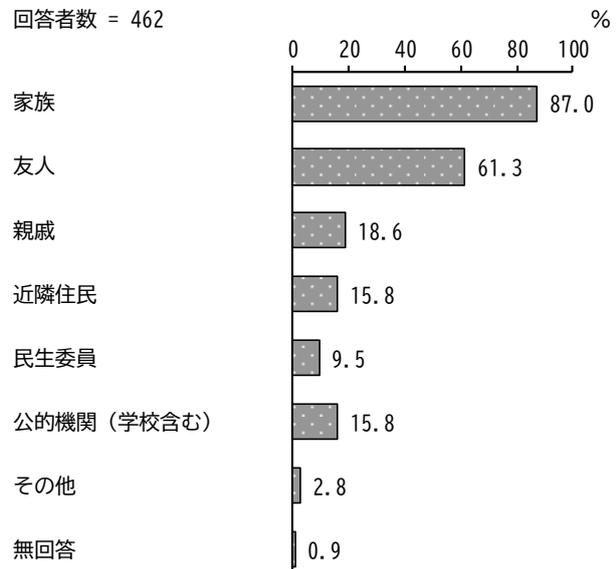
① 地域福祉活動計画の認知度

「はい」の割合が54.3%となっています。 回答者数 = 462



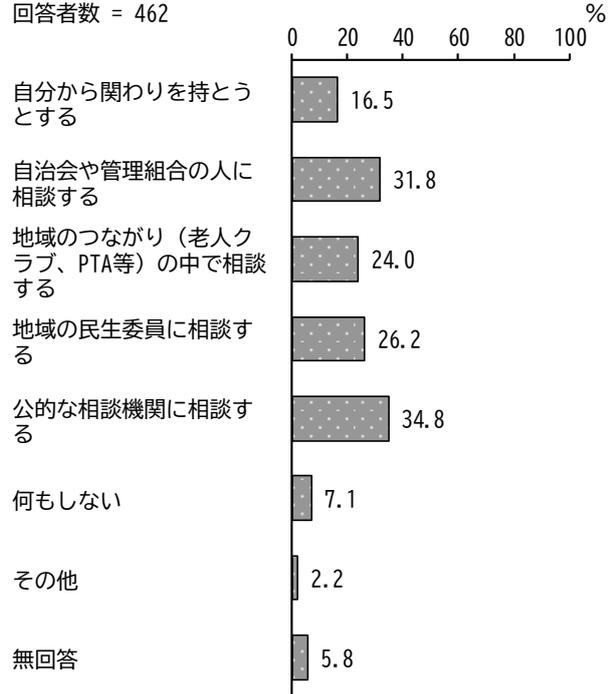
② 困ったときに相談する相手（複数回答）

「家族」の割合が87.0%と最も高く、次いで「友人」の割合が61.3%、「親戚」の割合が18.6%となっています。 回答者数 = 462



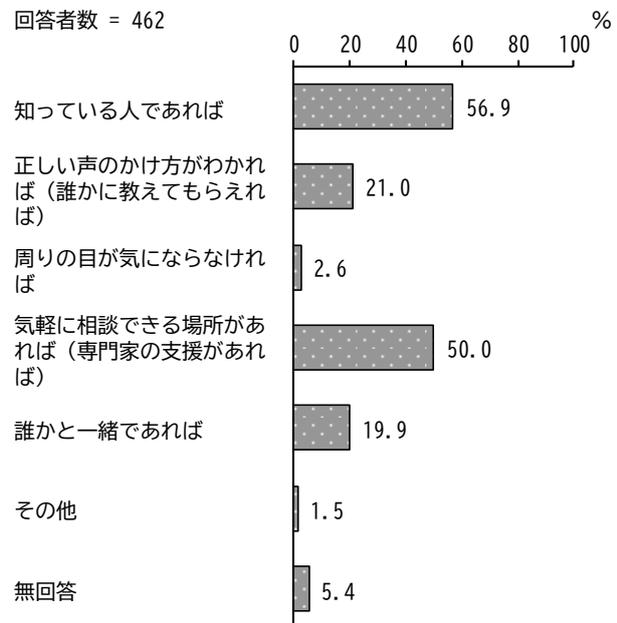
③ 地域の中で孤立している人を見つけたときの対応（複数回答）

「公的な相談機関に相談する」の割合が34.8%と最も高く、次いで「自治会や管理組合の人に相談する」の割合が31.8%、「地域の民生委員に相談する」の割合が26.2%となっています。



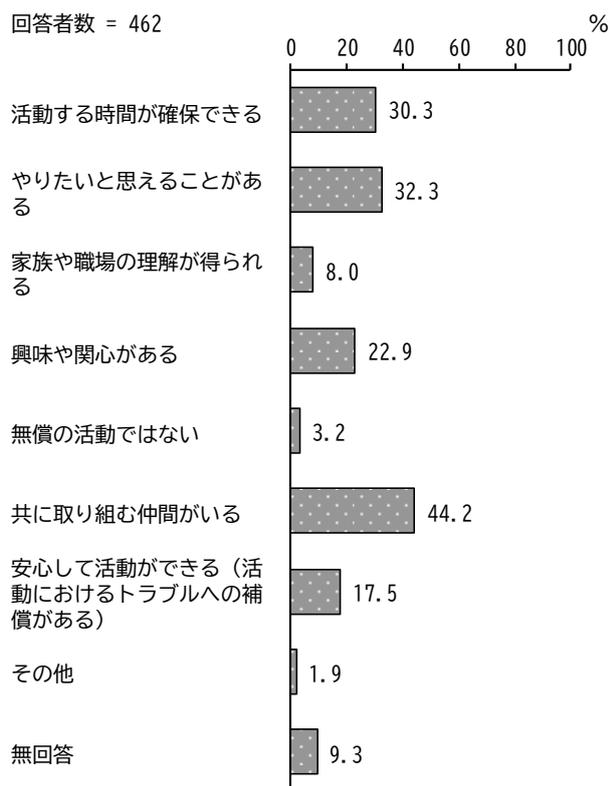
④ 近所で困っていそうな人がいた時に、声をかけやすくなる条件（複数回答）

「知っている人であれば」の割合が56.9%と最も高く、次いで「気軽に相談できる場所があれば（専門家の支援があれば）」の割合が50.0%、「正しい声のかけ方がわかれば（誰かに教えてもらえれば）」の割合が21.0%となっています。



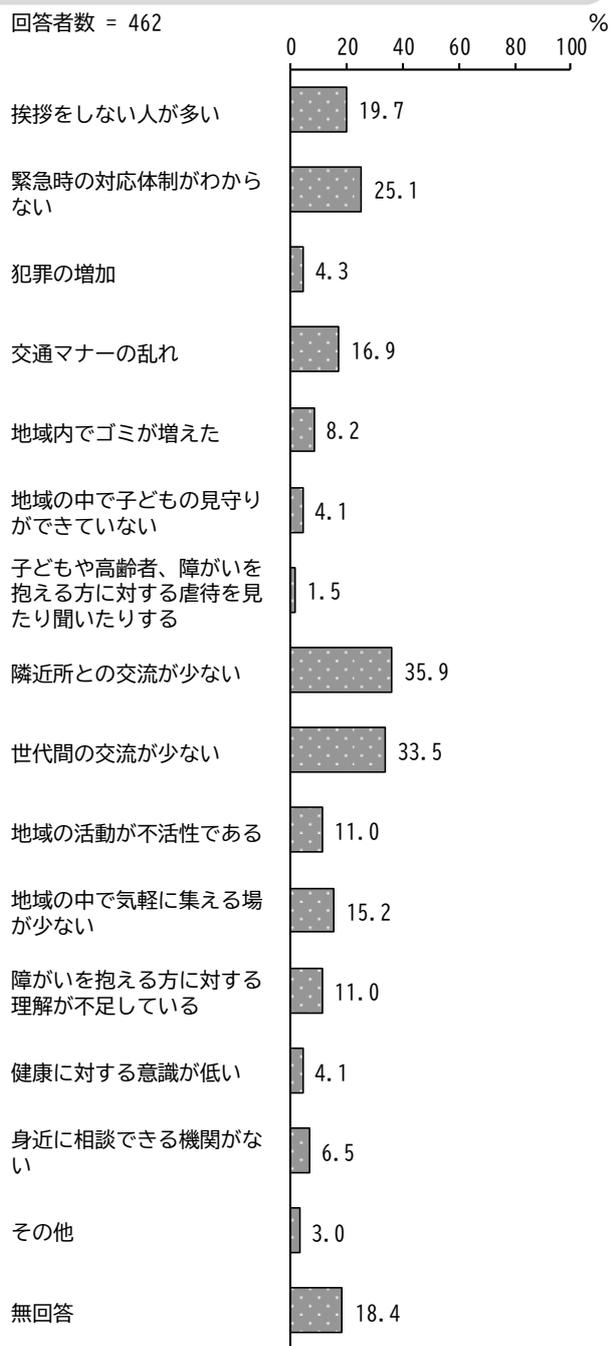
⑤ 地域の中で趣味や特技を活かした活動をおこないやすくなる条件（複数回答）

「共に取り組む仲間がいる」の割合が44.2%と最も高く、次いで「やりたいと思えることがある」の割合が32.3%、「活動する時間が確保できる」の割合が30.3%となっています。



⑥ 地域の課題として、改善点や不足していると思うもの（複数回答）

「隣近所との交流が少ない」の割合が35.9%と最も高く、次いで「世代間の交流が少ない」の割合が33.5%、「緊急時の対応体制がわからない」の割合が25.1%となっています。



(2) 関係機関・団体ヒアリング意見

【関係機関・団体ヒアリング調査】

実施期間：令和6年（2024年）9月10日（火）～9月26日（木）

実施方法：ヒアリングシートを使用した回答

実施対象：日頃より浦安市内において要援護者の支援にあたっており、広く地域福祉推進に貢献している団体 21団体

回答数：7団体

① 相談内容や支援対象者の傾向から感じること

- ・中町南部圏域（富岡・今川・弁天・舞浜・東野）は、75歳以上の後期高齢者人口が一番多い圏域で、安心して暮らしていくために、家族、周りの地域の人々が、高齢者の日々の暮らしにおける悩み、介護、介護予防に関することなどの相談に対応している。
- ・認知症、虐待、8050問題に関して等、多問題を抱えた世帯への相談が増えている。
- ・日常生活自立支援事業を利用したい状態像の方が増えている。
- ・お一人様であることの不安を訴える方が多い。
- ・ひとり親家庭。
- ・病識がない、理解が低い。
- ・本来使えるはずの社会資源を知らない方。
- ・特定相談への児童の相談が圧倒的に多い。
 - 児童発達や放課後等デイサービスを使いたいという方が増えている。
 - セルフプランでも支給決定は可能ではあるがおそらく相談員をつけた方が良いとされるケースが増えている。
- ・障がい児相談支援のみを行う相談事業所からのケース移管が多くなっている。
 - 学齢期になり、将来を見据えて移管。
- ・委託相談は、他の事業所に比べて困難事例は多くない。
 - サービスの導入やちょっとした困りごとに対する相談が多い。
 - おそらく数年後に課題が表出することもある。
 - 特定相談とは違い、定期的に、継続的に関わるという機能があるものでもないので支援が積みあがっているか？と言われると回答が難しい。
- ・まなびサポート事業の就学相談では、通常の学級でどのような支援が出来るかについての相談が多い。
- ・まなびサポート事業の学習支援では、中学校に比べて小学校からの相談の割合が多い。中でも低学年の児童に関する課題が多く、学年が低い場合は行動面、学年が上がるにつれて学習面に関する相談が増加傾向にある。
- ・いちよう学級の学習支援では、学校との併用した利用が増えている。また、小学生の利用も多くなっている。
- ・いちよう学級の教育相談で最も多い相談内容は、「不登校（傾向）」に関する事で、他には「家庭での対応」「対人や集団不適應」についての相談が多い。
- ・いちよう学級の訪問相談は、昨年度から継続して訪問相談をしているケースは不登校や引きこもり傾向が長期化し、なかなか回復できない状況である。小学生の相談回数が大きく増加している。

- ・相談件数は年々増加。認知症・介護保険申請に加え今年度は虐待通報件数増加。世帯構成員の中に精神課題を抱える者あり。
- ・高齢者と精神的な課題を抱える子の同居の相談増加。経済面（年金依存）、介護負担、子の就労についての課題あり。高齢者の権利侵害への発展の可能性。
- ・認知症独居の相談増加。金銭管理、契約者、身元引受人、買い物、日常生活など生活支援での課題有。認知症の程度により、日常生活自立支援事業、成年後見を本人が拒むことがあり、支援につながらない場合がある。
- ・認知症高齢者に限らず、ホームヘルプサービスや NPO など生活支援の不足が顕著。遠い、金銭的に余裕があるので優先度が低い、といった理由で断られる。
- ・賃貸にお住まいの方、家賃が高額で貯蓄にまわせない、もの屋敷で転居できない。

② 対応した相談や地域課題で、対応が困難であったケースの内容と対処方法

- ・一人暮らしの認知症の方が、ゴミ出しのルールを守れないことで、近隣住民から相談が入った。遠方に住む長男に度々警察から連絡があり、その長男もまたともづなに相談に来ている方だった。元々ゴミ出しは自宅の前に出せばよいはずだが、近隣住民の間でゴミ出しの場所を決めた独自ルールであった。この課題に対して、浦安市ごみゼロ課、地域の民生委員、生活支援コーディネーター、長男で地域ケア会議を開催し、民生委員から相談のあった近隣住民に話をしていただき、自宅の前にゴミ出しをすればよいということになった。
- ・物忘れが生活に支障をきたしている高齢者に対して、身内は精神疾患などで頼ることができず、後見制度を利用したかったが、うまく申し立てまで進んでいない。結果ケアマネが少しずつ、本人の要望に対応している状況がある。
- ・虐待の自覚がない親や問題意識のない親、市に拒否感のある親に対して、関係するどの機関も介入ができていないケース。対応策として関係機関内での会議を積み重ね、介入できるチャンスを逃がさないようアンテナをはっておく。フォーマルな資源のみならず、インフォーマル（親族や近隣住民等）の資源も活用。
- ・外国籍の児童についての就学相談で日本語での意思疎通が難しいケースがあった。地域振興課に依頼し通訳の協力を得るとともに、翻訳アプリを活用しながら相談を行った。
- ・精神障がいのケース（解離性症状や PTSD 等の症状がある方）は、相談をしても本音がどこにあるのか心理的な専門家ではないため支援の難しさがあった。
- ・相談員の発言に対して、実際の言動とは異なるがオーバーに受け取られてしまう、攻撃的になってしまうという事があり、相談という一対一の関係でトラブルになっていってしまうという側面がある。
- ・相談員だけでなく、ヘルパーさんなどもトラブルの対象になり支援が切れてしまう、支援者が疲弊してしまうなどある。そのため医療機関、関係機関との方向性の統一が大事であり、できれば複数で訪問などが望ましいが実際のマンパワーとして複数名での訪問を毎回できるほどの余裕はほとんどない。
- ・セルフプランを積極的に認めていないと思うが、精神障がいの症状がある方ほどセルフプランを活用した方が良い。
- ・独居・認知症・ガン末期・家族と疎遠で身寄りの無い方が、自宅で最期を迎えたケースで、介入時点ですでに認知症も進行しており、入院もできず在宅調整を行った。本人の医療への希望もわからず、こちらの考える最善で支援したが、これでよかったのか、と疑問が残る。逝去後、親族と連絡をとるも、死亡届を出すことすら拒否をされた。逝去後、どの機関も支援できないということで死亡届、利用したサービスの支払い等が滞った。死期が近い場合、準備が整わないこともあり、空白の機関の支援はどこが担うのか。

③ 既存の制度では支援が行き届いていない方や複合・多問題を抱えている方への対応

- ・ 8050問題で、80歳代の親と50歳代の子の二人暮らしのケースでは、親は認知症、子は無職や低収入であったりする。親の年金収入で生活しているため、親に必要な医療や介護のサービスを受けさせないといった経済的虐待に発展することもある。このようなケースでは、担当のケアマネジャーや地域包括支援センターでは解決できない。つまり介護保険サービスなどを使って解決できないため、他の機関へつなぐ形となる。基幹包括、総合相談窓口、成年後見支援センター、スクラム支援会議に相談などといった対応となる。どこかにつなぐまでは伴奏しているが、どこにもつながらず伴奏し続けているケースもある。
- ・ 定期的な見守り訪問など、制度が行き届かない方への対応（高齢者）は包括が担うことが多くなる。
- ・ 本人の同意を得ずに個人情報の共有が可能となる「要保護児童対策地域協議会」の会議体を活用し、関係する可能性のある機関を招集して個別支援会議を主催している。個別支援会議で一斉に集まることでアセスメントの視点も広がっている。また、ホワイトボードで可視化することで、家庭全体を把握することができ、会議内で役割分担も行うようにしている。
- ・ 医療的ケア児の就学相談を行う中で、以下のような課題があがっている。
 - 医療的ケアの内容や身体の状態により、特別支援学校のスクールバスに乗車できない場合が多いが、保護者自身による市外への特別支援学校への送迎が難しい。
 - 利用できる放課後デイサービスや日中一時支援事業などの福祉サービスに限りがある。
 - 学校に就学する際、一定期間の付き添いが必要となることが多いため、現状就労を続けることが難しい方が多い。
- ・ 医療的ケア児の対応について特別支援学校から情報収集し、保護者に必要な情報を伝えたり、障がい事業課等、他課と連携を図りながら、どのような福祉サービスが利用できるのかを検討している。
- ・ 相談支援事業所だけで抱えないという支援体制。チームで支援をする。
- ・ 複合的な課題であれば、可能な範囲での高齢分野外の観察や困りごとの聞き取り、関係機関へつなぐ。ただし「気になる」程度の場合、介入にはつながらないことも多く、こちらで気にかけておくこととなる。
- ・ 緊急連絡先の無い独居高齢者見守り
 - 緊急通報装置の申請などお勧めするが連絡先なく申請できず。
- ・ 民生委員へ情報共有と定期的な地域包括支援センターでのフォロー。とはいえ、フォローもどこまでやるのか。
- ・ 認知症独居高齢者。身元引受人なくサービス利用できず、後見程認知は進んでいない。しかし金銭管理できず、預貯金もなく死後事務委任も利用できない。
 - 定期的な見守り。必要時受診同行。ケア会議。
- ・ サービスにつながるまでどう見守っていくのか。

④ 市や関係機関との連携・協力状況及び現在、連携にあたっての課題

- ・地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口であり、高齢者に関わっている市や関係機関との連携はとても円滑で迅速な対応ができていると感じている。しかし、障がい者、児童をはじめ他の分野との連携・協力状況については、つなぐことで終わることが多く、連携・協力という継続的な関わりができていないことが課題と感じている。市のスクラム支援会議がその役割を果たすものと期待している。
- ・権利擁護については人員不足もあるのか必要な方に必要な支援が行き届かない現状がある。
- ・円滑な連携を図るためには各機関がどこまで支援できるのか機能や関連制度等についての確に把握する必要がある。所内にいるケースワーカー一人ひとりにその知識が得られていないため、依頼したい支援内容の打診も伝わりにくかったり、押し付け合ってしまう課題がある。
- ・就学相談を行うにあたり、園児の実態把握のために園参観を行っているが、以前に比べて小規模の民間園に在籍している園児が増加傾向にある。これに伴い、まなびサポートが参観のために足を運ぶ園がばらけてきているため、きめ細かい実態把握や園との連携に難しさを抱えている。
- ・医療的ケア児の就学相談をおこなう中で多くの課題があるため、特別支援学校、他課、発達センターや園、福祉サービスの事業者等、様々な機関や課との連携を行っている。こまめな連携や情報共有が必要となるが、連携する機関、課が多いため、情報を集約したり、一堂に会して検討を行ったりすることの難しさを感じている。
- ・チームの支援をしていくことが大事だがそのチームが大きくなればなるほど同じ方向性を向くことが難しい場面もある。それぞれの機関の役割や限界をみんなが理解しないと押し付けあいや今後の支援に向けて合意形成がしづらくなる。
- ・責任の範囲の明確化、役割分担をしていくことが鍵になると思う。次に誰が何をするのかの具体的な動きを決めないとふわっとして会議などが終わってしまう。自分自身も障がい以外の制度は知らないことが多い。連携のためにもっと知りたいと感じている。
- ・連携、検討の場において、自機関の支援の範囲を超える場合、複数の機関が関与していても対象者に支援が届かないことがある。ケースの状況に合わせて、チームアプローチの3モデルのように状況に合わせスタイルを変えながら関わる必要があると考える。
- ・様々な地域課題に対し、高齢・こども・障がいなど分野ごとに取り組みを行っているのが現状であると感じる。課題は複数の要素が混ざり合っている場合が多く関連する分野が協働できてよい。

⑤ 組織・活動の運営上の課題

- ・中町南部圏域は後期高齢者人口が一番多い圏域で、今後も増え続けることが予測されている。現状でも既に人員的に厳しい状況があり、今後飽和状態になる可能性が高い。
- ・専門職の人手不足も見受けられてきており、求人を出しても応募が来ない現状がある。福祉業界全体のことではあるが、業界全体で運営が立ち行かなくなることが懸念される。
- ・マンション購入者の多くが、何かしらの理由でつながりを求めず過ごしてきた方が大半。
- ・高齢化率が低い地区では、年を重ねることで起こる課題が「我が事」となっていない。ある程度のことは自身の経済力で解決できる方が多い。それゆえに、助け合うという発想に繋がりにくくお互い様の地域づくりに難航している。

⑥ その他の意見

- ・圏域内の富岡、弁天、今川、東野の地区、さらにそれぞれの地区の丁目ごとに地域の特性があるので、そこにある社会資源（各種制度、サービス、人材、組織・団体、活動、情報、拠点、ネットワークなど）を知った上で包括的に支援する必要がある。こういう視点で考えると、生活支援コーディネーターとの連携が重要であると感じている。
- ・福祉サービスについて、利用上のルールは理解するが、地域の現状に合わせ変化していてもよい。
- ・県の高齢者を支える取り組みアンケートでは、包括ケアシステムの認知度が低い結果となっていた。自助互助が再び盛んになることを目指し、地域づくりに取り組んでいるが、人々の善意に頼るだけでは限界があると感じる。併せて自治体と民間企業の協働による地域づくりを展開していく必要がある。
- ・積極的な福祉教育が必要。

4 うらやす地域福祉活動計画Ⅳの達成状況

【うらやす地域福祉活動計画Ⅳの評価】

うらやす地域福祉活動計画Ⅳ進捗評価委員会委員により、うらやす地域福祉活動計画Ⅳのそれぞれの役割の取組状況の評価を行いました。

- ※各項目の役割ごとの評価において、評価無しとなっている番号は省略しています。
- ※前回策定時の表記のまま記載しているため、現在では表記が異なる箇所もあります。

(1) 基本目標1「お互いを理解し支え合う」の評価

① 地域の一員として意識を持つ

【市民】

それぞれの役割	<ul style="list-style-type: none"> ①近所の人とあいさつをして交流を図りましょう ②地域の広報誌をみて、地域に関心を持ってみましょう ③地域で開催している行事に興味を持ってみましょう
各項目の役割ごとの評価	<ul style="list-style-type: none"> ①日頃よりあいさつを大切に考えて交流を図っている。 大人同士では比較的あいさつを交わすことができるが、小学生はこちらから話しかけても返事がないことが多いように感じる。 マンション内エレベーターで多くの方人たちに声掛け、散歩中お庭の花の話題等で盛り上がる。 ②市の広報誌を中心にして情報を得ている。 関心のある人とない人の差が大きい。 趣味のあったイベントに参加。 ③うらやす祭や三社祭などに、多くの市民が参加していた。8年ぶりの開催となった三社祭の賑わいも大きかった。 ファミリー向けの行事（お祭り等）には関心が高く、参加率も高いが、特定の年代向けの行事には参加者が少ない傾向ある。 防災訓練・市広報・ルネッサンス

【地域・団体】

それぞれの役割	<ul style="list-style-type: none"> ①地域清掃・お祭り等の行事を開催し、コミュニケーションを取れるきっかけづくりを行いましょ ②住民の声を出し合える住民座談会を実施してみましょう ③広報誌、掲示板、回覧板等を活用して、地域の情報を広く伝えましょ
各項目の役割ごとの評価	<ul style="list-style-type: none"> ①お祭りでは共有する話題が生まれた。 各自治会で共同清掃の実施、ごみゼロ運動へ協力参加、自治会祭り等の行事を通してコミュニケーションのきっかけを図っている。 大きなお祭り以外でも自治会単位の行事が復活していた。 近隣住民が和気あいあいと力を合わせ、三社祭に向けて準備していた。 コロナ禍以降、参加型行事はファミリー層を中心に積極的に参加している人が増加している。 ②各自治会によって実施状況が異なる。 ③掲示板は地域の情報に役立っていると思う。 各自治会で広報誌の作成、回覧板による情報伝達を行っており、一部SNSを活用した情報伝達が行われている。今後はSNSを活用した情報伝達が見込まれる。 市の広報で告知した、映画「オレンジ・ランプ」の上映会を2回開催し、合計300名以上が来場した。 各団体で広報誌を発行し、情報を伝達している。 団地の掲示板は比較的関心を持って見てもらえていると感じる。若い世代には二次元コードが有効。

【 事業者・企業 】

それぞれの役割	<p>①施設、企業の取り組みを広く理解してもらいましょう ②地域の行事に参画して様々な方とコミュニケーションを図りましょう ③福祉に関する社内勉強会を開催しましょう ④法人として自治会に加入しましょう</p>
各項目の役割ごとの評価	<p>①SNSでの告知に加え、実行委員が直接商店等を訪問し、RUN伴うらやすの告知を行った。 園の外にある掲示板を利用し、園のお知らせ等を掲示した。 ②自団体の主催イベント以外にも参加し、他団体の方や来場者とのコミュニケーションを図れた。 参加できる年齢クラスは参加することができた。 「うらやす市民まつり」や「百縁日」での出店や「ふるさとづくり推進協議会」等に参画している。 ③支部社会福祉協議会の活動の中で推進委員研修を各支部で開催している。 保育の専門性に関する研修に偏っていた。 福祉分野の研修は開催していない。 ④自治会費を納めることに留まってしまった。 企業として加入していない。</p>

【 社会福祉協議会の支援策 】

それぞれの役割	<p>①福祉教育の推進のため認知症サポーター養成講座などを実施し、将来の地域福祉活動の担い手を育成 ②より身近な地域で福祉を感じてもらえるよう、ボランティアや介護予防など出前講座を実施 ③うらやす社協だよりを発行し、地域福祉活動を広める取り組みを支援する ④ホームページ、Twitter、Facebook を活用し、よりタイムリーな情報提供を適宜実施する ⑤講演会（地域福祉）を実施し、必要な情報をわかりやすく届けるようにする ⑥住民意識を把握するためのアンケートの実施と結果のフィードバックを実施する</p>
各項目の役割ごとの評価	<p>①認知症サポーター養成講座、ボランティア体験講座、福祉体験教室、市民後見人養成講座、地域福祉担い手養成講座の開催。 ②サミットスーパー、支部社会福祉協議会サロン、イオン、舞浜マルシェ等へ出向き、出前講座の開催や相談窓口を設置。 ③④うらやす社協だよりを定期発行（年4回）し、社会福祉協議会事業（ボランティアセンター、災害ボランティアセンター、ファミリーサポートセンター、フードバンク、共同募金、ぽっかぽか、成年後見センター）の啓発を実施→SNSの効果的な活用が課題。 ⑤地域で暮らしていくために必要な情報（介護予防、認知症、終活、健康）を発信する講演会を開催。 ⑥未実施。事業単位ではアンケート実施も、社会福祉協議会全体の地域福祉に関する質問項目がないため、次回への課題とする。</p>

② 誰もが参加できる地域

【 市民 】

それぞれの役割	<ul style="list-style-type: none"> ①仕事帰りやちょっとした空き時間を活用してボランティアに参加してみましょう ②地域で行われている市民活動、ボランティア活動に体験・参加してみましょう ③地域還元型の募金（例：赤い羽根共同募金）に協力してみましょう ④知り合い、友人等を誘って地域のイベント等に参加してみましょう ⑤地域を散策して地域にある様々な情報を発見しましょう ⑥特技や趣味を活かした活動をしてみましょう
各項目の役割ごとの評価	<ul style="list-style-type: none"> ①少しのボランティア活動に参加しているが、楽しい心が得られた。情報発信は比較的活発に行われていると感じるが、まだまだボランティア自体が定着していない。 犬の散歩・花木等の水やり、買い物のボランティアに参加した。 ②公民館のサロンに参加した。 ③募金の内容に差があること自体理解できていないと感じる。 自治会でまとめて参加した。 ④バザーやモルックイベントに参加した。 ⑤戸建て（2階建て）が水害にあったら（線状降水帯対策） ⑥もっと市民の方から「自分を活かせる場所や活動」を捜すよう努めたい。 クッキング、囲碁、将棋の活動に参加した。

【 地域・団体 】

それぞれの役割	<ul style="list-style-type: none"> ①地域で活動したい方を積極的に受け入れていきましょう ②地域福祉活動を支える方を見つけましょう（例：会員組織を活動実施する人とそれを金銭などで支援する人と分ける） ③地域還元型の募金（例：赤い羽根共同募金）に協力してみましょう ④誰でも参加しやすいバリアフリーを意識した取り組みや受け入れを行ってみましょう
各項目の役割ごとの評価	<ul style="list-style-type: none"> ①日頃より出会いを大切にして仲間を受け入れた。 各自治会で自治会行事等を通じて積極的に参加者を受け入れている。 RUN伴うらやすの実行委員の増員 活動したい人の想いを受け止め、まずは一緒に活動することから始めていけば良いと思う。 ②各自治会とも本項目については取り組めていない。 ③赤い羽根共同募金活動には団体として協力している。 連合会からの呼びかけにより各自治会で実施している。 ④行事を通して取り組んでいる自治会もある。今後の課題と考える。 認知症の当事者も運営メンバーとして加わって、ともに映画「オレンジ・ランプ」の上映会を開催した。 各駅までの段差、スロープなどを下見した。

【 事業者・企業 】

<p>それぞれの 役割</p>	<p>①地域還元型の募金（例：赤い羽根共同募金）に協力してみましよう ②ボランティア休暇等の制度を整え、社員が地域で活動しやすい環境づくりをしましよう ③所有している施設などを活かした地域開放型イベントを開催してみましよう ④ノウハウや専門性を活かした勉強会を開催してみましよう</p>
<p>各項目の役割 ごとの評価</p>	<p>①募金はできる範囲で行った。 ②ボランティア休暇制度がどの程度浸透しているか不明です。支部社会福祉協議会の推進委員の中でも行事が増えてくると欠席者が増える傾向にある。 規程の公休、有休を消化するだけで精一杯の状況であった。 ボランティア休暇制度そのものが整備されていない。 ③子育て支援センターではできる限り開放していた。 ④市内の小中学校を対象に、介護に関する出張講座を行った。 コロナ明けでなかなか集客できなかったが、次年度以降は積極的に行っていきたい。 企業経営に必要なセミナーや講演会等を開催している。</p>

【 社会福祉協議会の支援策 】

<p>それぞれの 役割</p>	<p>①社会福祉協議会支部やボランティア活動のPRを積極的に実施する ②地域へ還元している社会福祉協議会会費の拡充 ③赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金、街頭募金の実施 ④一般寄附や遺贈などの受付と効果的なファンドレイジングの実施 ⑤高齢者や子育て中の方が集える場としてふれあいサロンや子育てサロンを実施する ⑥福祉自販機、福祉ショップふくふくを活用した障がい者団体の支援 ⑦ボランティア体験講座（ボランティア入門講座、夏休みボランティア体験学習）の実施 ⑧高齢者の生きがい・健康・仲間づくりの場となる老人福祉センターの運営</p>
<p>各項目の役割 ごとの評価</p>	<p>①支部ごとに広報誌発行し、支部活動の魅力を発信。ボランティアセンターよりボラセンだより、社協だより等を発行し、広報啓発している。 ②コロナ禍により会費収入が減収。 ③募金活動は定期的実施。 ④ファンドレイジングは未実施。 ⑤支部社会福祉協議会やぽっかぽか等にて各種サロンを開催。 ⑥福祉自販機は継続して設置し、市民の福祉活動のきっかけづくりを行った。 ⑦⑧ボランティアセンターとUセンターにて実施。</p>

③ 権利擁護の意識醸成

【 市民 】

それぞれの役割	<ul style="list-style-type: none"> ①障がいや認知症、LGBT、虐待についての理解を深めましょう ②虐待等の異変に気付いたときは、専門機関へ通報しましょう ③判断能力が不十分の方への支援をしましょう ④各種支援制度を有効利用しましょう ⑤自分を含めた誰もが持っている権利（例：基本的人権）を意識しましょう ⑥近所の方などお互いがどのような方であるか双方の理解を深めましょう
各項目の役割ごとの評価	<ul style="list-style-type: none"> ①認知症に関するイベント（RUN伴・映画上映会 等）に多くの市民が参加した。 年代によりギャップが大きいと感じる。若い世代への教育が充実していきているとも感じる。 市民一人ひとりが積極的に「知る」ことからスタートすると思う。 障がい者差別についての勉強会（身体・精神・知的）が必要。 ②専門機関から「通報してほしい」との想いをPRしていくことも重要ではないか。 デイケアセンターで虐待事案を通報した。 ③認知症・知的障がいの方へのサポート。 ④補聴器購入補助申請制度等を知らない方が多い。 ⑤大人よりも「こどもたちに」「一人ひとりが大切な存在」であることを理解してほしい。そのための活動を今以上に増やして行ってほしい。 生まれながらにして、自由かつ平等である。 ⑥近所の方などと理解を深めて仲良しの生活の場所を作ろうとしている。 マンションでは現代において不可能なことがある（関わりたくない方）

【 地域・団体 】

それぞれの役割	<ul style="list-style-type: none"> ①障がいや認知症、LGBT、虐待についての理解を深めましょう ②虐待等の異変に気付いたときは、専門機関へ通報しましょう ③車イスや白杖・ブラインド体験などを行い、当事者の理解を深めましょう ④成年後見制度や認知症に関する講習会を開催しましょう ⑤障がいや認知症、LGBTなどのマイノリティを受け入れましょう
各項目の役割ごとの評価	<ul style="list-style-type: none"> ①常に大切なこととして認識するようにしている。 地域民生委員や社会福祉関係団体への協力にとどまっている。 認知症サポーター養成講座や映画上映会で理解を広げた。 年代によりギャップが大きいと感じる。若い世代への教育が充実していきているとも感じる。 理解を深めるような取り組みが不足している。 ②地域民生委員や社会福祉関係団体への協力にとどまっている。 デイケアセンターで虐待事案を通報した。 ③地域民生委員や社会福祉関係団体への協力にとどまっている。 一般の方が体験できる機会が増加することを希望する。 体験を通して当事者の理解が得られます。 ④地域民生委員や社会福祉関係団体への協力にとどまっている。 各団体で講演会を開催する取り組みをおこなっている。 ⑤地域民生委員や社会福祉関係団体への協力にとどまっている。 関連する勉強会が必要。

【 事業者・企業 】

それぞれの役割	<ul style="list-style-type: none"> ①車イスや白杖・ブラインド体験などを行い、当事者の理解を深めましょう ②障がい者雇用を積極的に行いましょう ③利用者（当事者）、地域との交流を図りましょう ④職員や社員向け研修を定期的を実施しましょう ⑤ボランティアの受け入れをしましょう ⑥労働環境の確保、法令順守に努めましょう
各項目の役割ごとの評価	<ul style="list-style-type: none"> ①全く体験することができなかった。 ②面接までは行けるが、雇用するまで進まなかった。 障がい者雇用が義務付けられていない。 ③施設を利用している子は多いが、交流までは進まない。 ④研修は積極的に行うことができた。 実施できていない。 ⑤職業体験は受け入れている。 商工業の発展にボランティアはなじまない。 ⑥衛生委員会があるのでそこで周知している。 法令や規則を遵守している。 ①～⑥勤務先（高齢者施設）で積極的に行っている。

【 社会福祉協議会の支援策 】

それぞれの役割	<ul style="list-style-type: none"> ①成年後見制度利用促進における中核機関として成年後見支援センターを運営 ②市民後見人の養成し、不足している後見人の確保を図る ③成年後見制度をPRし、成年後見制度の理解促進を図る ④高齢者が安心して生活を営むことを支援する地域包括支援センターの運営 ⑤こどもの安全の確保や子育て世帯が安心できる場としての児童育成クラブ、堀江つどいの広場の運営 ⑥うらちゃんカフェ（認知症カフェ）を実施し、認知症理解を推進する ⑦聴覚障がい者との意思疎通支援を行う方の育成（コミュニケーション支援事業【手話奉仕員養成講座、聞こえのサポーター講座など】） ⑧金銭的に困っている方へ資金貸付の実施（生活福祉資金） ⑨判断能力が不十分な方へ金銭管理等の支援を実施（日常生活自立支援事業（すまいる））
各項目の役割ごとの評価	<ul style="list-style-type: none"> ①イベントや養成講座を通じて制度に関する情報の周知を図ると同時に、市民が市民を支える土壌づくりをおこなった。その結果、後見サポーターズが見守りや身近な地域での相談窓口となった。 ②隔年で養成講座を開講。 ③紙芝居、出前講座（サロンや金融機関等）によるPR活動の実施。 ④適正な人員を配置し、地域包括支援センターとして権利擁護相談にも随時応じた。 ⑤関係機関と連携して、虐待が疑われるケースの早期発見機関としての機能を果たした。 ⑥ぽっかぽか、Uセンターで認知症カフェを定期開催。家族はもちろんのこと、認知症の当事者が気軽に参加できる居場所として、開催。 ⑦コミュニケーション支援事業（手話奉仕員養成講座、聞こえのサポーター講座）をとおして、障がい者を支える支援者を養成した。 ⑧コロナによる生活困窮に陥った方に対する支援を行うとともに、地域で孤立しないような仕組みづくりを進めていきたい。 ⑨日常生活自立支援事業を通して、すべての人の財産が守られるよう支援できた。

(2) 基本目標2 地域で丸ごとつながる

① 地域でできる支え合い

【 市民 】

それぞれの役割	<ul style="list-style-type: none"> ①向こう三軒両隣の関係づくりを心掛けましょう ②隣近所で困っている方の手助けをしましょう ③地域で行われている各種サロンなどに参加・協力しましょう ④日頃から近所の方や友人などと情報交換をしましょう ⑤ボランティアセンターやファミリー・サポート・センターに担い手として登録しましょう ⑥災害に備えた食料などの備蓄をしましょう（例：ローリングストック方式による備蓄） ⑦自主防災組織や市で行う防災訓練へ積極的に参加しましょう
各項目の役割ごとの評価	<ul style="list-style-type: none"> ①顔の見える関係の中で信頼しながら生活できることが何より幸せなことと思う。まずは身近なご近所さんを大切にしたい。 ②子育ての見守りなどできることに参加している。 猫実一丁目に県営市営住宅があり、高齢化が上昇している。民生委員が熱心に活動されているが、厳しい面も多い。 顔の見える関係の中で信頼しながら生活できることが何より幸せなことと思う。まずは身近なご近所さんを大切にしたい。 自治会内で「お助け隊」が発足している。 ③顔の見える関係の中で信頼しながら生活できることが何より幸せなことと思う。まずは身近なご近所さんを大切にしたい。 ⑤個人で登録している。 ⑥食料の備蓄などしている。 ⑦市民として参加している。

【 地域・団体 】

それぞれの役割	<ul style="list-style-type: none"> ①民生委員・児童委員による支援活動に協力しましょう ②社会福祉協議会支部活動に協力しましょう ③自治会や老人クラブの会員間での支え合いを心掛けましょう ④地域で行われる会議への参加要請があった場合は積極的に参加しましょう ⑤子育てに悩む方へ主任児童委員と連携しながら必要な情報を提供するようにしましょう ⑥当事者同士（ピアサポート）で情報交換をして支え合いましょう ⑦防災訓練を企画・運営協力しましょう
---------	---

各項目の役割 ごとの評価	<p>①各自治会により取り組み方や協力について差がある。 民生委員児童委員や支部社会福祉協議会活動に興味を持ってもらえるようなPRが必要。</p> <p>②各自治会により取り組み方や協力について差がある。 民生委員児童委員や支部社会福祉協議会活動に興味を持ってもらえるようなPRが必要。</p> <p>③各自治会により取り組み方や協力について差がある。</p> <p>④各自治会により取り組み方や協力について差がある。 浦安市介護事業者協議会として参加要請のあった会議には積極的に参加した。</p> <p>⑤各自治会とも積極的な取り組みは実施していない。</p> <p>⑥仲間同士で支えあう取り組みがある。</p> <p>⑦各自治会で実施しており、避難場所ごとの合同防災訓練を実施している地域もある。 各団体で防災訓練を企画運営する取り組みをおこなっている。 ※社会を明るくする運動街頭キャンペーンにおいて、関係団体や浦安市内の中学生たちが保護司とともに更生保護について、街ゆく市民の方々に大きな声で説明されていた。</p>
-----------------	--

【 事業者・企業 】

それぞれの 役割	<p>①CSR（企業の社会的責任）・CSV（共有価値の創造）の充実、推進をしましょう</p> <p>②SDGsの推進をしましょう</p> <p>③職場内で生活の困り事の相談を受けられる風土づくりをしましょう</p> <p>④地域清掃など地域貢献活動をしましょう</p> <p>⑤地域イベントの活性化のための参画をしましょう（例：企業として協賛）</p> <p>⑥地域で行われている各種会議に積極的に参加しましょう</p>
各項目の役割 ごとの評価	<p>①CSV…中小企業や創業を目指す方を支援している。</p> <p>②子ども服のリサイクルを行っている。 令和5年度（2023年度）から「ちばSDGsパートナー登録証」を取得し推進している。</p> <p>③風土はできつつあると思う。 中小企業からの相談を受けている。</p> <p>④活動に貢献することができなかった。 会員が主体的に舞浜護岸清掃活動等を実施している。</p> <p>⑤団体として、あるいは加盟企業として、様々な地域イベントに参画・協賛した。 協賛することは出来なかったが、園児に周知することは出来た。 「うらやす市民まつり」や「百縁商店街」等に参画している。</p> <p>⑥参加することはできなかった。 ふるさとづくり推進協議会、観光コンベンション協会、国際交流協会等に参加。</p>

【 社会福祉協議会の支援策 】

<p>それぞれの 役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①支部社会福祉協議会活動の充実と推進のため事務局を運営する ②地域の困りごとを総合的に解決するコミュニティソーシャルワーカー（以下：CSWと表記）の配置の検討・実施 ③地域の取り組みを活用して重層的な取り組みを生み出す生活支援コーディネーターの配置 ④ボランティアをしたい方とお願いしたい方をつなぐボランティアセンターの運営 ⑤災害時における共助のしくみづくりを進めるための常設型災害ボランティアセンターの運営 ⑥地域で子育てを支え合うファミリー・サポート・センターの運営 ⑦民生委員児童委員協議会や保護司連絡協議会、ボランティア連絡協議会の団体事務局運営と団体活動支援
<p>各項目の役割 ごとの評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①推進委員が支部社会福祉協議会活動を安心して実施できるように、11支部に担当職員を配置。支部調整会議を開催し、支部間の情報共有を図り、支部社会福祉協議会活動が発展できるような仕組みを作った。 ②CSWの配置を図るべく、支部担当職員を全支部で配置も、明確な設置基準や要綱を定めていないことから、次計画への課題とする。 ③適正な人員を配置し、地域内の社会資源を正確に把握しながら、新たな不足している社会資源の創設、情報提供が図れている。 ④ボランティア登録者は増加しているも、担い手が不足している課題を明確にするとともに、その課題に応えられる担い手を養成する仕組みづくりが課題。 ⑤地域をよく知る市民が運営に携わる災害ボランティアを養成し、協働型災害ボランティアセンターを目指していく。 ⑥活動の担い手を継続的に募集・育成。コーディネート過程でのフォローアップを心掛け、継続活動につなげた。同時に会員の活動を積極的に周知（ケーブルテレビや広報誌など）して、活動の輪が広がるよう働きかけた。 ⑦各種団体事務局を社会福祉協議会で担いながら、各会の実情に合わせた事務局運営を実施。事務局をサポートする役割が不明瞭であることは課題。

② 協力連携で支え合う

【 市民 】

それぞれの役割	<ul style="list-style-type: none"> ①玄関前や隣近所でゴミ拾いをしましょう ②集積所までゴミを運び出せない方へのお手伝いをしましょう ③子育て情報の共有や助けあえるママ友やパパ友を作りましょう ④自治会、PTA、老人クラブ、ボランティアグループに加入しましょう
各項目の役割ごとの評価	<ul style="list-style-type: none"> ①ごみを拾うことは本当に誰でもできることと考えている。団地内でタバコの吸い殻を見かけることが増えた。さらに最近ゴミ出しのマナーが守られていないことが多い。 ②困っている方がどこに住んでいるのかを把握することが難しい。情報をいただければ積極的に手伝いたい。

【 地域・団体 】

それぞれの役割	<ul style="list-style-type: none"> ①社会福祉協議会、市を有効活用しましょう ②地域包括支援センター、子育て支援センターを活用しましょう ③地域で行われる会議へ参加して顔の見える関係づくりをしましょう ④自団体で出来ない（苦手な）ところを得意とする団体と協力して幅広い活動をしましょう ⑤災害時における個別支援計画の作成を進めましょう
各項目の役割ごとの評価	<ul style="list-style-type: none"> ①各自治会によって差がある。会員に対しては担当役員を通して紹介等を行い、他団体の活用を図っている。社会福祉協議会や市と連携してRUN伴うらやすや映画上映会を開催 ②各自治会によって差がある。会員に対しては担当役員を通して紹介等を行い、他団体の活用を図っている。 ③各自治会によって差がある。会員に対しては担当役員を通して紹介等を行い、他団体の活用を図っている。各種会議に参加し、関係性を構築した。 ④各自治会によって差がある。会員に対しては担当役員を通して紹介等を行い、他団体の活用を図っている。 ⑤役員の年齢や人数等により各自治会で差があり、個別支援計画の作成は進んでいない自治会が多い。

【 事業者・企業 】

それぞれの役割	<ul style="list-style-type: none"> ①地域における公益的な取り組みの推進をしましょう（例：自施設の地域開放） ②職能団体間で専門性を活かした事業展開を検討・実施しましょう ③ボランティアセンターを有効活用しましょう
各項目の役割ごとの評価	<ul style="list-style-type: none"> ①地域支援センターを毎日開放している。商工会議所の事業が公益的な取り組みとなっている。 ②関係機関とは連携することは出来た。 ③ボランティアセンターの皆さまのやさしく受け入れてくださる笑顔にいつも助けてもらい元気になっている。ボランティアセンターの存在をもっとPRすべきと思う。若い世代が活躍できる場をもっと増やしてほしい。活用することはできなかった。

【 社会福祉協議会の支援策 】

それぞれの役割	<ul style="list-style-type: none"> ①ボランティアセンターと市民活動センターの連携を深める ②災害ボランティアセンターと浦安青年会議所の連携を深める ③自治会・老人クラブ等とのジョイント事業を検討・実施する ④団体間をつなげる取り組み（情報交換会等）を実施する ⑤地域における公益的な取り組みの支援 ⑥生活支援コーディネーターによる新たな社会資源の開発 ⑦生活のちょっとした困りごとを解決するための共助型生活支援サービス創出
各項目の役割ごとの評価	<ul style="list-style-type: none"> ①相談ニーズを介した連携を強化していく必要がある。 ②災害ボランティア運営連携委員会、運営訓練に参加してもらう仕組みが確立している。 ③支部社会福祉協議会が各地域において、関係する団体と連携して事業を展開。必要に応じて連携の調整を行った。 RUN伴には、認知症の当事者も多数参加した。その一部の方は参加しただけでなく、運営としてイベントにかかわった。 ④支え合い団体連絡会を毎年開催。ネットワーク構築が図れている。こども食堂間のつなぎ（イベント）を行い、ネットワーク構築が図れた。 ⑤社会福祉法人の地域貢献活動（子育てサロン等）に協力。大学・関係事業者・プロスポーツチームと連携して地域活動（カメ公園PJ・シニアウエルネスサロン等）を共催で支援。 ⑥海浜2支部と日の出公民館による共催で多世代型通いの場を創出。 ⑦支え合い団体連絡会で共助型生活支援サービス創出の必要性は共有。

③ 地域で困りごとを受け止める

【 市民 】

それぞれの役割	<ul style="list-style-type: none"> ①道に迷っている人や街で困っている方へ声をかけましょう ②横断歩道を渡りきれない人のお手伝いをしましょう ③日頃から周囲に目を配り、困っている人がいないか気にしてみましょう
各項目の役割ごとの評価	<ul style="list-style-type: none"> ①新町地区でも高齢化が進み、シンボルロードの横断歩道を1回で渡り切れない方を見かけることが増えた。近くにいる方が声を掛け、一緒に相手のペースに合わせながら渡る場面を見るとこちらも嬉しい気持ちになる。忙しい中でも相手を思いやれる心のゆとりを持ちたいと思う。(②③) ②時々そのような方と出会い一緒に渡っている。

【 地域・団体 】

それぞれの役割	<ul style="list-style-type: none"> ①ちょっとした困りごとを支部社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめ、自団体で一義的に受け止めて、専門機関へとつなぎましょう ②お助け隊等を結成して地域で支え合いましょう
各項目の役割ごとの評価	<ul style="list-style-type: none"> ①自治会によっては実施しているところもあると思うが、多くは会員から役員への相談を通してアドバイスを実施している。 ②自治会によっては実施しているところもあると思うが、多くは会員から役員への相談を通してアドバイスを実施している。 <p>※地域が力を合わせて罪を犯してしまった人や、非行歴のある少年の立ち直りを支え、家庭・学校・地域社会が連携して非行のない明るい社会、安全安心の地域社会づくりに取り組んでいく。</p>

【 事業者・企業 】

それぞれの役割	①生活に関する苦情を苦情処理するだけでなく、市相談窓口等に情報提供して、多角的な解決方法を検討しましょう
各項目の役割ごとの評価	①これからは苦情処理するだけでなく、情報提供できるようにしていきたい。 生活の苦情は受けていない。市に関する問合せがあった際には、担当部署を案内している。

【 社会福祉協議会の支援策 】

それぞれの役割	①ちょっとした相談ができる地域拠点ぽっかぽかの運営 ②地域包括支援センターによる高齢者総合相談窓口の開設 ③地域の困りごとを総合的に解決するCSWの配置の検討・実施 ④ボランティアセンターでのよろず相談の受付を実施
各項目の役割ごとの評価	①③④社会背景の変化に即した場所・機能について検討していく必要がある。 ②施設の周知を重ね、総合相談件数は年々増加している。

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画では、地域福祉計画と基本理念を共有し、すべての市民が住み慣れた地域の中で、いつまでも健康で、自分らしく心豊かに暮らし続けられるまちを目指します。

また、多様性を認め合い、地域の人々が抱える様々な課題を「我が事」として捉え、共に解決していくことに取り組むとともに、思いやりと支え合いの精神を育むことで、誰もが安心して生活できる環境を整え、すべての市民が自らの生活を豊かにし、地域社会に貢献できるような共生社会を構築していきます。

【 基 本 理 念 】

誰もが健やかに自分らしく生きられるまちへ
—地域共生社会の実現に向けて—

2 基本目標

知る

地域での支え合いを進めるには、住民一人ひとりが地域の理解を深め、適切な情報を得られる環境づくりが重要です。地域の状況や困りごと、相談先を『知る』ことが支え合いの第一歩となることから、福祉教育の充実や福祉の重要性を知る機会を提供し、幼少期から大人まで意識啓発を進めます。また、地域の課題解決には、悩みを抱えた人が相談しやすい環境づくりが必要であり、相談機関の周知も重要となります。ホームページやSNSなど多様な媒体を活用し、住民に合った福祉情報等の発信を充実します。

つながる

支え合う地域づくりには、住民が地域課題を「我が事」と捉え、世代や分野を超えて『つながる』ことが重要です。交流の場や機会を増やし、住民同士のつながりを深め、地域課題を解決する仕組みを構築するとともに、地域福祉を担う人材の育成とボランティア活動を充実させ、住民が福祉活動に参加しやすい環境を整備します。

また、地域のコミュニティ同士や地域団体・企業等の様々な連携を強化し、助けが必要な人を支援できる地域を目指します。

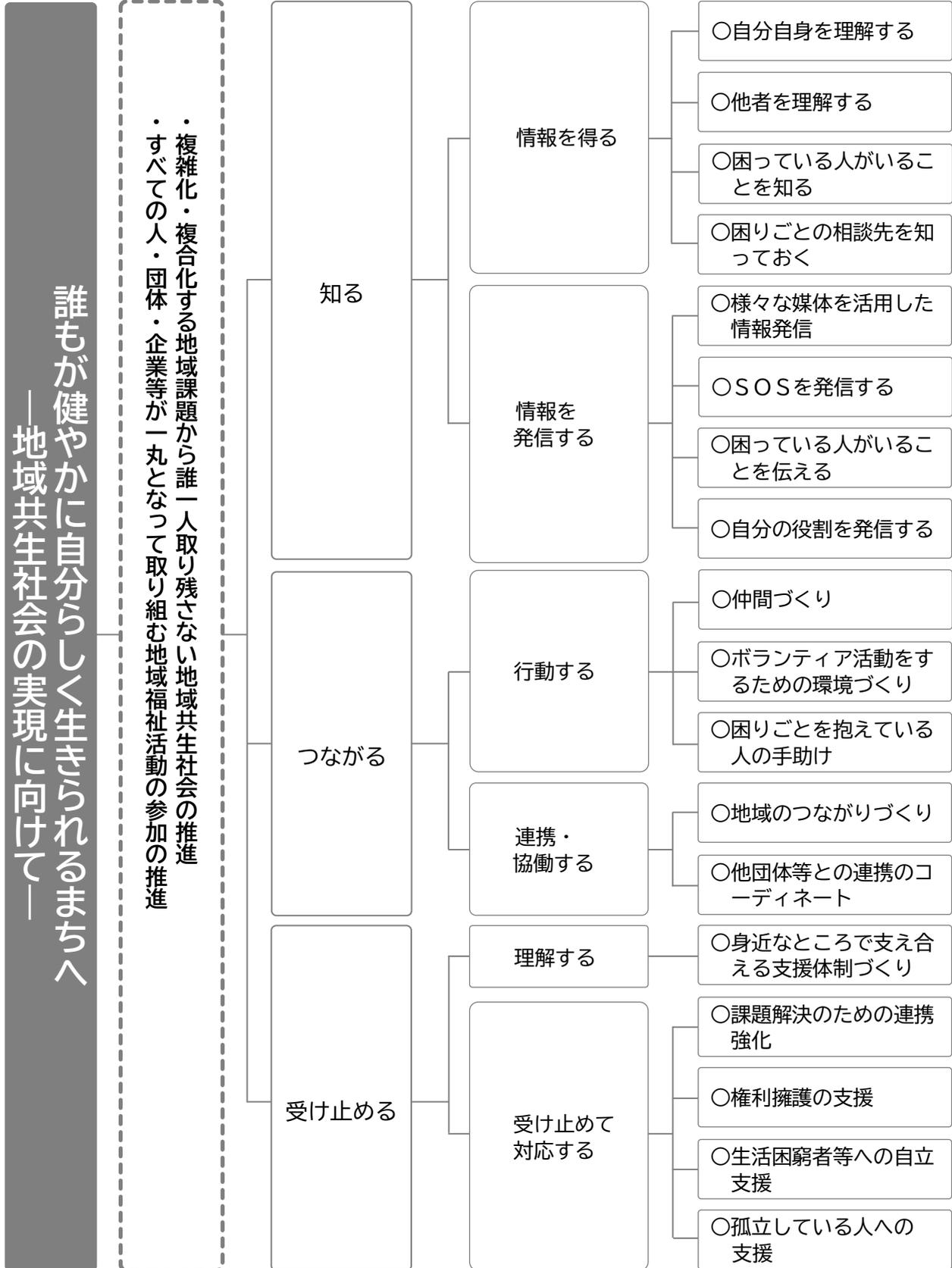
受け止める

近年の社会構造の変化や、個人のライフスタイルの変化、それに伴う地域コミュニティの変化などにより、制度や分野にまたがり複合化・複雑化した課題や、制度の狭間にある課題も顕在化し、福祉ニーズは多様化しています。こうした制度の狭間にある課題や複合化・複雑化する地域の課題に対応していくためには、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体がつながることで、地域の様々な困りごとを『受け止める』とともに解決につなげる体制の構築が求められます。

支援が必要な人が孤立しないよう、課題の解決に向け、各支援機関が役割分担し、連携のもと適切な支援を提供する支援体制の強化を図ります。

3 体系図

[基本理念] [重点項目] [基本目標] [具体的方向性] [具体的取り組み]



4 重点項目

活動計画は、地域福祉計画との整合を図り、策定しています。地域福祉計画における重点項目を踏まえ、活動計画においては以下の2つの項目を重点項目としてとらえることとします。

(1) 複雑化・複合化する地域課題から誰一人取り残さない地域共生社会の推進

誰一人取り残さない地域共生社会の推進に向け、地域住民や専門機関と連携し、ひきこもりや孤独・孤立への支援を強化します。地域の多様なニーズに応じた包括的支援体制を整備し、誰もが安心して生活できる環境を整えます。特に高齢社会において、あらゆる世代が共に生き、支え合う社会を構築し、年齢に関わらず経済社会に参画する多様な機会を確保することで、地域の活性化と包摂的な社会の実現を目指します。

【活動計画の取り組み】

既存の制度では解決できない課題に対応するため、課題を抱えた人を把握し、多様な主体が参加する多機関協働の場へつなぐ支援体制の充実に取り組みます。特に、様々な機関と連携や役割分担を図り、継続的に支援できるように調整するC SWを配置し、円滑な支援を推進します。

(2) すべての人・団体・企業等が一丸となって取り組む地域福祉活動の参加の推進

地域住民、ボランティア団体、NPO等の地域福祉活動へ、活動に必要な情報の提供や必要な知識、技術の習得、活動拠点の支援や、地域福祉を推進する人材の養成を推進するとともに、地域の企業等も地域福祉活動に関わるよう働きかけ、様々な主体が協働する地域福祉活動を推進します。

【活動計画の取り組み】

地域貢献事業への参加の呼びかけなどを通じて、企業や団体等が地域福祉活動や支援に関する会議などへの参加を促進し、様々な主体が関わる支えあい活動を展開します。

第4章

各施策の展開

1 知る

(1) 情報を得る

【 具体的取り組み 】

- 自分自身を理解する
- 困っている人がいることを知る
- 他者を理解する
- 困りごとの相談先を知っておく

地域での支え合いを進めていくためには、様々なことに対する理解を深めることが必要です。自身にどのような手助けができるか、地域にはどのような人がいるか、どのような人が困りごとを抱えているか、困りごとがあった時にはどこに相談すればよいか、こうしたことを知ることで支え合いの第一歩となります。

住民一人ひとりが地域のことに理解を深めることを推進するとともに、そのための情報を得ることができる環境づくりを進めます。

【 現状や課題 】

「地域の支えあい・助けあいに関するアンケート調査」では、地域で困っていそうな人がいた時に、知っている人であれば声掛けをしやすいという意見が多くありました。また、地域のつながりが希薄化するなか、地域に住んでいる人のことを理解できていない、困りごとを抱えている人が困っていることを認識できていない、といった現状が問題視されています。こうしたなか、一人ひとりが地域住民のことや地域の困りごとについて知り、関心や理解を深めていくことが必要です。

また、地域にある様々な社会資源が十分に知られていない面もあり、様々な地域の活動や福祉サービス、支援者などの情報を得やすいようにしていくことも必要です。

【 施策の展開方向 】

住民が地域の様々なことを、「我が事」として知ろうとするよう、意識啓発を進めます。さらに、幼少期から大人まで、様々な人を対象にした福祉教育の充実を図るとともに、福祉の重要性について知ってもらう様々な機会の創出に努めます。

また、福祉に関する情報を得られる機会や場所など、情報を入手しやすい環境づくりを進めます。

【 それぞれの役割 】

<p>市民 (個人単位)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他者に関心を持つ。 ・ 不安や悩みは当たり前。特別なことではない。自覚する。 ・ とりあえず話してみる。 <p style="text-align: center;">▼</p> <p><活動目標> <u>○地域内のサロンに参加する。</u> <u>○体験講座等へ参加する。</u></p>
<p>地域(支部社 会福祉協議 会・地域コミ ュニティ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 困っている方の存在を把握する。 ・ 排除しない。 ・ 情報を得やすい取り組みをおこなう。 ・ 住民同士のつながりの形成。 ・ 福祉意識醸成のための取り組み推進。 <p style="text-align: center;">▼</p> <p><活動目標> <u>○福祉の重要性を知ってもらうための取り組みを推進する。</u></p>
<p>企業・団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉に関する社内勉強会(認知症サポーター養成講座・福祉体験講座)を開催。 ・ 合理的配慮に関する勉強会開催。 ・ 福祉関係団体の理解を促進する機会の創出。 ・ 社会資源情報を把握する。 ・ 企業として可能な地域貢献活動(自治会加入や地域行事への参画)をおこなう。 ・ 地域包括ケアシステムの一端を担う自覚を持つ。 <p style="text-align: center;">▼</p> <p><活動目標> <u>○福祉に関する社内勉強会や、福祉関係団体の理解を促進する機会の創出。</u></p>
<p>社会福祉協議 会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉意識醸成のための取り組みが推進しやすいための協力をする。 ・ 困っていると相談を受けた際に、「うちではない」と断わらない。 ・ 困っている方の声を発信する機会を創出する。 ・ 市民に発信していくための情報を積極的に取得する。 ・ 福祉意識醸成のための講座等のメニュー拡充。 <p style="text-align: center;">▼</p> <p><活動目標> <u>○福祉意識醸成のための講座等のメニュー一覧表を作成し、拡充のための働きかけをする。</u> <u>○各種体験講座等を開催する。</u></p>

(2) 情報を発信する

【 具体的取り組み 】

- 様々な媒体を活用した情報発信
- 困っている人がいることを伝える
- SOSを発信する
- 自分の役割を発信する

地域の課題の解決は、悩みや課題を抱えた人が誰かに相談することから始まります。

助けてほしい時に「力を貸して」と言える関係づくりを構築するためにも、自分自身の困りごと等を自ら発信したり、困っている人を見かけたら受け止め、相談できるよう意識の醸成を図るとともに、適切な支援が受けられるよう相談機関の周知や地域団体・企業等の活動の発信を推進します。

【 現状や課題 】

地域とのつながりの希薄化が進んでいることにより、生活上の困りごとや生きづらさを感じているにもかかわらず自ら声を上げられない人や困りごとをどこにどう相談すればいいかわからない人がおり、支援する側がいくら情報を発信しても、支援や助け合いにはつながりにくい現状があります。

そのため、SOSを発信できる人、SOSをキャッチでき、支援につなげることができる人を増すためにも、福祉を我が事と捉えることができる福祉意識の醸成が必要です。

また、各世代で抱える困りごとは異なることから、それぞれに合った相談機関を周知することが必要です。

【 施策の展開方向 】

住民一人ひとりが自分自身の困りごとや不安なことを発信したり、相談してもよいという意識の醸成を図り、SOSを発信しやすい環境づくりを進めます。

また、ホームページやSNS等多様な媒体を活用し、住民一人ひとりにあった相談場所や地域団体・企業等の活動などの情報発信を図ります。

【 それぞれの役割 】

<p>市民 (個人単位)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・困っている人を見かけたら、ひと声(相談してよい)かける。 ・自分から助けてほしいと発信する。 ・人に助けを求めるための発信をする。 ・見て見ぬふりをしない。 ・自身のこと(役割等)を他者に伝える。 ・受け止める姿勢を発信する。 <p style="text-align: center;">▼</p> <p><活動目標> <u>○市民一人ひとりの相談が増える。</u></p>
<p>地域(支部社会福祉協議会・地域コミュニティ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントや活動の周知。 ・個人や市民の福祉活動の取り組みの内容を発信。※支部社会福祉協議会広報誌のリニューアル。 ・身近な相談相手としての役割の周知。 ・困っている人を共有する。 <p style="text-align: center;">▼</p> <p><活動目標> <u>○身近な相談者となる地域福祉推進委員が増える。</u></p>
<p>企業・団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献できること(できたこと)を積極的に発信する。 ・福祉に関する取り組み(協定や福祉協力店等)を外部に発信していく。 ・自団体の普及啓発。 ・相談しやすい仕組みづくり(出張型等)。 <p style="text-align: center;">▼</p> <p><活動目標> <u>○社協だより等の広報媒体を活用して、自団体の取り組みを積極的に発信する。</u></p>
<p>社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な情報を発信できるように備える。 ・集約される情報発信方法の工夫。 ・裾野を拡げられる取り組みの推進。 ・社協だより/支部社会福祉協議会広報誌のリニューアル。 ・民生委員児童委員の存在の周知。 ・支部社会福祉協議会単位で困りごとの共有を図る会議の創出。 <p style="text-align: center;">▼</p> <p><活動目標> <u>○社協だよりに地域福祉活動の紹介や地域貢献企業特集等のコーナーを創設し、裾野を拡げていける取り組みを推進する。</u></p>

2 つながる

(1) 行動する

【 具体的取り組み 】

- 仲間づくり
- ボランティア活動をするための環境づくり
- 困りごとを抱えている人の手助け

支え合う地域づくりを進めるためには、地域住民が地域のあらゆる課題を「我が事」として捉え、地域社会に参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることが必要です。

気軽に交流できる場や機会を増やして地域参加を促すことで、住民同士のつながりを深め、地域の課題を地域の人たちが解決に向けて取り組んでいけるような仕組みをつくりま

す。

【 現状や課題 】

「地域の支えあい・助けあいに関するアンケート調査」では、住んでいる地域の課題として、隣近所や世代間の交流の少なさといった課題が多くあげられました。また、一緒に活動する仲間がいれば、地域福祉活動を行いやすいとの意見があり、世代や属性を超えて交流できる活動など、住民一人ひとりのつながりを促進する取り組みを進めていくことが必要です。

【 施策の展開方向 】

地域で暮らす住民同士の交流や近所付き合いを通して、身近な地域でのつながりをつくり、地域住民が主体となって、気軽に集まり交流できる場や機会をつくることで、住民同士のコミュニケーションや世代間交流を深めることができる地域づくりを進めます。

また、地域福祉を担う人材の育成と地域福祉活動・ボランティア活動を充実させ、住民が既存の地域福祉活動に参加しやすい仕組みづくりに努めます。

さらに、地域福祉活動の活性化を図り、企業等の地域福祉活動への参加を促進します。

【 それぞれの役割 】

<p>市民 (個人単位)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隣近所とあいさつを交わす関係を作る。 ・ 地域内活動に参加する。 ・ 他者への関心を持つ。 ・ コミュニティ形成のための声かけ。 ・ 仲間に対して一緒にやろうと声をかける。 <p style="text-align: center;">▼</p> <p><活動目標> <u>○地域内のサロン、地域内活動に参加する。</u> <u>○ボランティア活動に参加する。</u></p>
<p>地域(支部社会福祉協議会・地域コミュニティ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内活動(居場所・見守り活動)の活性化。 ・ 参加促進のための働きかけ。 ・ 地域内で困っている人を見つけた際に、声をかける。 ・ 地域内で困っている人を理解し、共有する。 <p style="text-align: center;">▼</p> <p><活動目標> <u>○地域内で人がつながる仕組み(サロン等)を活性化する。</u></p>
<p>企業・団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 困っている顧客を見かけたら、声をかけられる企業風土にする。 ・ 組織内構成員のボランティア活動促進。 ・ 組織として地域貢献事業への参加。 <p style="text-align: center;">▼</p> <p><活動目標> <u>○組織内構成員のボランティア活動促進。</u></p>
<p>社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の中での成功事例を発信し、つながることの重要性を伝える。 ・ つながるための要素を分析した、環境づくり。 ・ ボランティア活動の普及啓発。 ・ 出前講座(行動が促進されるための)の開催。 ・ 体験の場の提供。 ・ 各種団体企業の地域貢献事業への呼びかけ。 <p style="text-align: center;">▼</p> <p><活動目標> <u>○企業の地域貢献事業への呼びかけを行う。</u> <u>○ボランティア活動活性化のための取り組みを推進する。</u></p>

(2) 連携・協働する

【 具体的取り組み 】

○地域のつながりづくり

○他団体等との連携のコーディネート

地域における住民同士のつながりや連帯感が希薄化する中、地域の中で孤立する人が生じないよう、こどもから高齢者まであらゆる世代がつながることが重要です。

地域内コミュニティ同士での交流の促進を図るとともに、CSWを中心として、団体間の連携をコーディネートする機能の強化や団体間で情報の共有ができるネットワークづくりを進め、地域の様々な主体同士のつながりが深まるよう支援します。

【 現状や課題 】

福祉に対するニーズや問題が多様化している中、確かなニーズの把握や問題を解決していくためには、既存の地域資源の活用や関係機関との連携を強化するとともに、関係機関との連携をコーディネートしていくことが必要です。

一方で、個人情報の活用にあたっては、個人情報保護法に基づき、個人情報の保護と、個人情報活用の必要性や有用性のバランスを図りながら、適切に取り扱うことが必要です。

また、関係団体の中には連携・協働を望んでいない団体もあることから、団体同士の連携を促進するため、他団体の活動を発信し、関心や理解を深めていくことが必要です。

【 施策の展開方向 】

地域住民同士の声かけや日常的な見守り活動など、つながりを深める取り組みや地域内コミュニティ同士で協働できる取り組みを促進するとともに、CSWが中心となり、関係機関が円滑に相互交流できるように情報共有及び連携支援を行います。

【それぞれの役割】

<p>地域(支部社会福祉協議会・地域コミュニティ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内コミュニティ同士のつながり促進。 ・補助金制度等を活用したつながり・連携強化。 ・他の団体への関心。 ・共存共栄の意識を持つ。 <p style="text-align: center;">▼</p> <p><活動目標> <u>○地域資源(各種会議体等)・社会福祉協議会を活用して、連携協働の活動が増える。</u></p>
<p>企業・団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・困っている顧客を見かけた際には、関係機関に共有する。 ・地域貢献できるメニューを外部に発信し、コーディネートしていく。 ・関係機関内で共有する仕組みを作る。 <p style="text-align: center;">▼</p> <p><活動目標> <u>○地域資源(各種会議体等)・社会福祉協議会を活用して、連携協働の活動が増える。</u></p>
<p>社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・CSWを配置して、連携のコーディネートを担う。またその役割を周知していく。 <p style="text-align: center;">▼</p> <p><活動目標> <u>○CSWを中心として、社会福祉協議会全体で連携協働が活性化するために、連携のコーディネートを担う。</u></p>

3 受け止める

(1) 理解する

【 具体的取り組み 】

○身近なところで支え合える支援体制づくり

全ての住民は、支援する側、支援を受ける側の双方の面をもっているため、全員が地域福祉を担う当事者である認識をもち、行動することで、安心して暮らせる社会の実現につながります。

住民や地域、団体それぞれが地域の担い手となるため、福祉教育の充実を図るとともに、その知識を実践に移すことができる取り組みを進めます。

また、住民同士が互いを受け入れ、困っている人がいたら助け合うことができる環境づくりを進めます。

【 現状や課題 】

地域福祉の充実を推進するためには、地域に暮らしている誰もが、地域における出来事に関心を持つとともに、地域福祉を担っていくという認識をもつことが必要です。

そのためには、住民一人ひとりが、住み慣れた地域において個人の人権を尊重して、お互いを受け入れ、支え助け合えることができるよう理解を深めながら、自らできることを実践することが大切です。

【 施策の展開方向 】

住民や地域、団体がそれぞれ地域を支える一員であることを認識し、地域福祉の担い手となるような学びの機会を増やし、福祉教育の充実を図るとともに、学んだ知識を生かして、主体的な行動につなぐことができるような機会の創出に努めます。

また、困りごとを抱えた人の現状を「我が事」としてとらえ、受け入れることができるよう、理解の促進を図ります。

【 それぞれの役割 】

<p>市民 (個人単位)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民一人一人が担い手であることの認識を持つ。 ・ 自分にできることを探る。 <p style="text-align: center;">▼</p> <p><活動目標> <u>○支援に関する会議に参加する。</u> <u>○各々の範疇でおこなえる関わりを持つ。</u> <u>○支えあい団体の創出。</u></p>
<p>地域(支部社会福祉協議会・地域コミュニティ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域全体で支える認識を持つ。 ・ 地域ケア会議等に参加し、地域でできることを探る。 <p style="text-align: center;">▼</p> <p><活動目標> <u>○支援に関する会議に参加する人が増える。</u> <u>○各々の範疇でおこなえる関わりを持てる人が増える。</u> <u>○支えあい団体の創出。</u></p>
<p>企業・団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の一員である認識を持つ。 ・ 地域ケア会議等に参加し、困っている顧客に対して組織として何ができるか考える。 <p style="text-align: center;">▼</p> <p><活動目標> <u>○支援に関する会議に参加する企業団体が増える。</u></p>
<p>社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 困っている人への理解が促進されるよう、伴走し働きかける。 ・ 職員の意識改革（スキル向上含め）と人材育成。 <p style="text-align: center;">▼</p> <p><活動目標> <u>○既存の制度では解決できない課題を把握し、多機関協働の場へつなぎ、参加する。</u> <u>○個別支援をとおして、支えあい団体が創出される。</u> <u>○支援チームの支援が継続されるための働きかけ。</u></p>

(2) 受け止めて対応する

【 具体的取り組み 】

- 課題解決のための連携強化
- 生活困窮者等への自立支援
- 権利擁護の支援
- 孤立している人への支援

様々な課題を抱えながら、適切な支援につながらず孤立する人や、相談先につながらずに課題が深刻化する人を地域の中で取り残すことなく、適切かつ確実に支援につなげる必要があります。

支援を必要とする人が、継続して適切な支援につながるができるよう、CSWを中心とした連携体制の強化を図ります。

【 現状や課題 】

「関係機関・団体ヒアリング調査」では、担当分野以外の相談を受けても市や関係機関につなぐだけで終わってしまい、継続した連携体制が築けていない、支援チームの舵取り役が明確になっていないため、責任の範囲の明確化、役割分担をしていくことが必要等の意見がありました。

住民一人ひとりが抱える生活課題は、複雑化・複合化しており、また制度の狭間にある支援ニーズなども増えています。8050問題、ひきこもり、虐待、ヤングケアラーなどに見られるように、既存の公的福祉サービスのみでは解決が難しくなっています。

地域をはじめ、関係団体とお互いに情報交換・共有をしながら、課題解決に向けて連携・協力を図り、誰ひとり取り残さない相互支援を行うことが必要です。

【 施策の展開方向 】

既存の制度では対応できない複合的な課題や制度の狭間にある課題を抱える人が取り残されないよう、CSWが市等と協力し、課題の解きほぐしや各支援機関の役割分担を図り、円滑な連携のもとで継続的に支援できるように調整します。

【 それぞれの役割 】

<p>市民 (個人単位)</p>	<p>・自分にできること（役割）を理解したうえで、行動する。</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p><活動目標> <u>○支援に関する会議に参加する。(再掲)</u> <u>○各々の範疇でおこなえる関わりを持つ。(再掲)</u> <u>○支えあい団体の創出。(再掲)</u></p>
<p>地域(支部社 会福祉協議 会・地域コミ ュニティ)</p>	<p>・地域でできること（役割）を理解したうえで、行動する。</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p><活動目標> <u>○支援に関する会議に参加する人が増える。(再掲)</u> <u>○各々の範疇でおこなえる関わりを持てる人が増える。(再掲)</u> <u>○支えあい団体の創出。(再掲)</u></p>
<p>企業・団体</p>	<p>・困っている顧客に対して、組織としてできることを理解したうえで、行動する。</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p><活動目標> <u>○支援に関する会議に参加する企業団体が増える。(再掲)</u></p>
<p>社会福祉協議 会</p>	<p>・自主事業と委託事業のすべてを駆使した、支援。 ・CSWが市民/地域の状況を見極めながらの、支援チームの中で調整役を担う。 ・他団体が抱える課題に対して、一次相談窓口となる。</p> <p style="text-align: center;">▼</p> <p><活動目標> <u>○既存の制度では解決できない課題を把握し、多機関協働の場へつなぎ、参加する。(再掲)</u> <u>○個別支援をとおして、支えあい団体が創出される。(再掲)</u> <u>○支援チームの支援が継続されるための働きかけ。(再掲)</u> <u>○社会福祉協議会が展開する地域支援により、支えあい団体の活動が継続できる。</u></p>

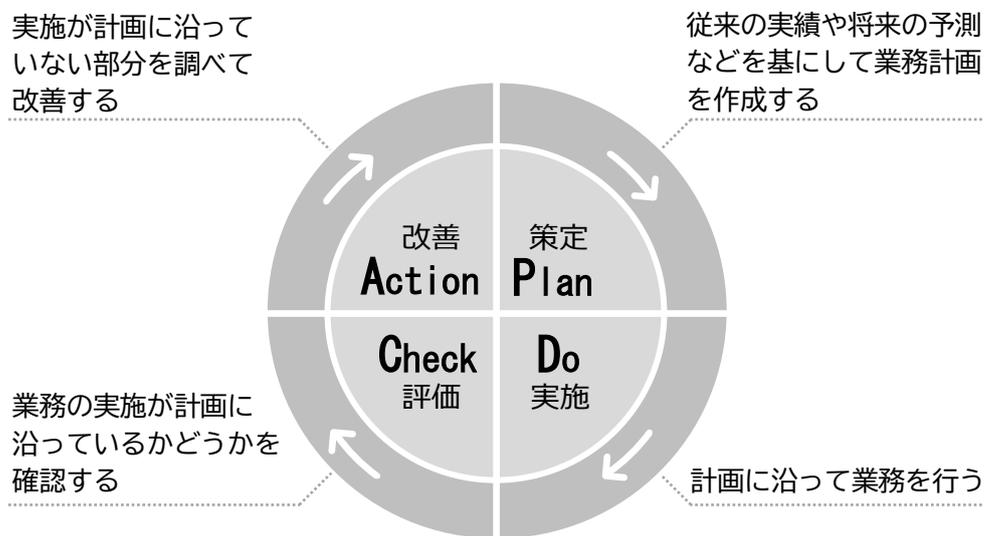
第5章

計画の推進

1 計画の進捗管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、計画の進捗状況について、定期的に調査・把握をし、達成状況をチェックする必要があります。

そのため、計画の中間年度と最終年度において、PDCAサイクルの考えのもと、実施状況を把握、点検し、計画の着実な推進を目指します。



なお、計画の点検・見直しについては以下のスケジュールで実施をし、計画の実現を図ります。

点検・見直しの内容	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
中間評価			○		
最終評価					○
計画の見直し			○		○

2 地域との連携

(1) 地域との連携体制の構築

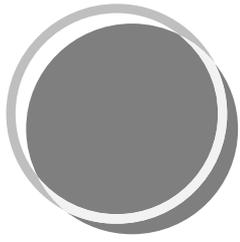
本計画の推進に当たっては、地域の協力体制が不可欠です。

地域福祉に関わる団体等と連携を図るとともに、市内の企業・事業所等との連携も図りながら計画を推進していきます。

また、中間評価時と最終評価時に「計画進捗評価委員会」（仮称）を実施し、計画の進捗状況を把握・点検するとともに、相互の情報交換、連絡調整を行い、地域との連携体制を築きます。

(2) 計画の内容と実施状況の公表

本計画の策定及び変更については、社会福祉協議会ホームページや概要版の作成・配布等により、広く市民に周知していきます。



資料編

1 計画策定推進体制と経過

(1) うらやす地域福祉活動計画V策定委員会

◆第5次浦安市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 浦安市における地域福祉活動と住民・活動団体・法人事業所をはじめとする関係機関の取り組みや役割・連携のあり方を検討するとともに、社会福祉法人浦安市社会福祉協議会の事業の充実・強化を図ることを目的とし、「第5次浦安市地域福祉活動計画（うらやす地域福祉活動計画V）」（以下「活動計画」という）を策定するため、「第5次浦安市地域福祉活動計画策定委員会」（以下「策定委員会」という）を設置する。

(検討事項)

第2条 策定委員会は、活動計画策定のために次の事項について検討を行う。

- (1) 住民・活動団体・関連機関の取り組み、役割及び連携のあり方
- (2) 社会福祉法人浦安市社会福祉協議会の事業の充実・強化に関すること
- (3) その他計画策定に対し必要な事項

(構成)

第3条 策定委員会は、社会福祉法人浦安市社会福祉協議会会長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- 2 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 3 委員長は委員の互選とする。
- 4 委員長は策定委員会を代表し会務を総括する。
- 5 副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。
- 6 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 策定委員会は委員長が招集し、委員長はその議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
- 3 策定委員会の議事について決議を行う場合は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 策定委員会は必要に応じて、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(設置期間)

第5条 策定委員会の設置期間は、令和7年3月31日までとする。

(事務局)

第6条 策定委員会の事務局は、社会福祉法人浦安市社会福祉協議会地域福祉推進課地域・ボランティア推進班とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月27日から施行する。

◆うらやす地域福祉活動計画V策定委員会 委員名簿

※敬称略

選出区分	氏名	所属
学識経験者	◎坪 井 真	作新学院大学女子短期大学部
福祉関係団体	○笠井 和枝	浦安市民生委員児童委員協議会
福祉関係団体	大塚 真理子	浦安市婦人の会連合会
福祉関係団体	小平 弓子	浦安市ボランティア連絡協議会
福祉関係団体	相原 勇二	浦安市老人クラブ連合会
福祉関係団体	進藤 千恵美	浦安市民間保育協議会
福祉関係団体	倉光 幸司	浦安市社会福祉協議会支部
福祉関係団体	松井 隆	浦安市介護事業者協議会
福祉関係団体	大場 浩	浦安市身体障がい者福祉会
福祉関係団体	川口 英樹	浦安手をつなぐ親の会
福祉関係団体	宇田川 道恵	浦安市ひとり親家庭福祉会
福祉関係団体	和田 千鶴子	千葉県社会福祉士会
保健医療関係者	大塚 三枝子	浦安市赤十字奉仕団
その他	榎本 俊夫	浦安市保護司連絡協議会
その他	永井 通	浦安市自治会連合会
その他	岡部 浩	浦安商工会議所
その他	有澤 佳彦	浦安市福祉部社会福祉課

◎は委員長、○は副委員長

【策定委員会】

日時・場所	検討内容
令和6年（2024年） 8月6日 午後1時30分～3時 東野パティオ通所棟 会議室3・4	第1回策定委員会 【議題】 （1）地域福祉活動計画について （2）地域福祉課題についての意見交換
令和6年（2024年） 11月1日 午前10時～11時30分 東野地区複合福祉施設 会議室1・2	第2回策定委員会 【議題】 （1）浦安市地域の支えあい・助けあいに関するアンケート調査集計結果について （2）うらやす地域福祉活動計画V策定のためのヒアリング実施概要ならびに回答まとめについて （3）うらやす地域福祉活動計画Vの体系・骨子の検討について
令和7年（2025年） 1月10日 午前10時～11時30分 東野パティオ通所棟 会議室1・2	第3回策定委員会 【議題】 （1）うらやす地域福祉活動計画V素案について （2）パブリックコメントの実施について
令和7年（2025年） 3月3日 午前10時～11時30分 東野パティオ通所棟 会議室1・2	第4回策定委員会 【議題】 （1）パブリックコメント結果について （2）うらやす地域福祉活動計画V最終案について

◆内部検討会の日時と内容、内部検討会メンバー

【構成メンバー】

所属	役職	氏名
地域福祉推進課	課長	大西 美和
総務課	課長	若月 宏治
生活支援課	課長	樽林 元樹
富岡地域包括支援センター	センター長	浅野 伸生
老人福祉センター	センター長	青野 喬
地域福祉推進課	主任主事	寺師 収也

【検討結果】

日時	検討内容
令和6年(2024年) 7月25日 午後4時～5時30分	アンケート調査骨子案作成
令和6年(2024年) 9月5日 午後1時30分～4時30分	ヒアリングシート案作成 ヒアリング実施概要の作成、実施機関の選定
令和6年(2024年) 10月7日 午後1時30分～3時30分	計画骨子案の作成① 基本理念、基本目標、重点項目の設定 基本目標に沿った具体的方向性の作成
令和6年(2024年) 10月17日 午後1時30分～3時30分	計画骨子案の作成② 具体的方向性に沿った具体的取り組みの整理
令和6年(2024年) 11月1日 午後1時～3時	計画素案の作成① 骨子案に沿った具体的取り組みの現状や課題、ならびにそれぞれの役割の整理
令和6年(2024年) 11月28日 午後1時30分～3時30分	計画素案の作成② 骨子案に沿った具体的取り組みの現状や課題、ならびにそれぞれの役割の整理
令和6年(2024年) 12月3日 午前10時～12時	計画素案の作成③ 骨子案に沿った具体的取り組みの現状や課題、ならびにそれぞれの役割の整理
令和7年(2025年) 2月14日 午後1時30分～	計画最終案の作成 パブリックコメントで寄せられた御意見の確認と意見に対する考えの整理

(2) うらやす地域福祉活動計画V素案による意見収集

◆実施概要

実施期間	令和7年(2025年)1月27日～2月10日
実施方法	・社会福祉協議会ホームページによる公開 ・市内関係団体への通知
意見提出方法	郵送・ファクス・メールによる受付
実施結果	意見延べ件数：7件 意見提出人数：3人

◆主な意見内容

- ・入船4丁目のつつじ会とこの地区の社会福祉協議会合同でスポーツ活動(具体的にはグラウンドゴルフ)を毎年計画しているつもりですが、賞品及び参加賞と昼食を用意するため協議会からの補助が全く計画されていない。
その為、今季はつつじ会会員は¥500。それ以外からの参加費を¥1000にした所、協議会支部長はそれなら参加しないとこの地区の会員に案内もしなかった模様です。
当然、賞品及び参加賞は、参加費と会員の年会費(自主財源)から充当しております。
従い、来季はお誘いもしない考えでいます。福祉協議会としては、地域貢献の立場からどの様にお考えでしょうか。

- ・アンケートを拝見し、福祉現場の悲鳴をひしひしと感じました。特に精神疾患を抱える方(困難ケース)の増加、家族力の低下は、私たちも日々感じています。当会は独立した団体として自分たちのできる範囲で自由に活動するのが基本ではありますが、市内で希少な存在であること、今の福祉現場のひっ迫を考えると、もう少し有効に活動できないか、と思う面もあります。そのためには、①他団体との特性を活かした役割分担、②専門職のサポートが必要です。そこを整理できれば、もう少し新規依頼を受けられるかもしれません。

①他団体との特性を活かした役割分担

例えば、きれいな家きれいにするようなケアもあります。住民同士の支えあいによって孤立防止、心ざき込み防止につながっている場合は意義を感じますが、単なる安い掃除屋さんと思われるようなケースもあります(経済力もありそう)。そのようなケースは民間の家事代行サービスを利用して頂くほうがよいのですが、なかなか利用会員に切り出しにくいのが現状です。一方で、毎回の支援内容が一定で単純、コミュニケーションもとりにやすいケースは、経験の少ない団体や無償ボランティアの方でも担えると思います。

②専門職のサポート

数年前に比べると「連携」が進んできており、特に介護保険の地域包括支援センターとの信頼関係は、当会の有効な活動に大変役立っています。しかし、もう少し誰かに相談できれば、と思うケースもあります。対応が難しい方の場合(特に本人や家族に精神疾患があるようなケース)は、支援に行き詰まりがちですが、専門職と連携や

相談ができると安心感が生まれ、自分たちのやれる範囲も明確になるので、ケアを継続しやすくなります。

- ・国は介護保険のヘルパーがしているケアの一部を、はとぼっぽのような住民参加型生活支援団体が担えないかと考えているようですが、女性や高齢者も働くことが推進されるなか、負担や責任の多いコーディネーターや事務局も含めたすべてを、善意の有償ボランティアで運営する当会のような団体は存続が難しいと思われます。これまでの形にこだわらず、時代に即した新しい形が生まれることを期待しています。
- ・バブル崩壊後の就職難、コロナ禍でますます増えた40代の子と70代の親、3類型ひきこもりが有る①「伝達系引きこもり」発達障害・精神科医②「疑問系引きこもり」・「なぜ？」本人のペース寄り添う ③「家族系引きこもり」機能不全、虐待など、「社会的に孤立した人達」各地域の「ひきこもりサポートセンター事業」、ケアマネジャー、相談支援専門員、民生委員達が見て見ぬ振りすることなく、「今そこにある危機」を「事件にする前にチームでアウトリーチする手法の模索」
- ・防災訓練参加者増対策として消防署とタイアップ、消防車前で子供達に消防服を着せ又はしご車の梯子に乗せてもらい記念撮影、マンションの場合上階より放水訓練など
- ・自分自身を理解する、困りごとの相談先を知っておく
- ・地域にある様々な社会資源が十分知られていない

(3) 地域の支えあい・助けあいに関するアンケートご協力者一覧

○市川 恵末 様	○岩波 光男 様	
○加藤 勝弘 様	○神野 紳一郎 様	
○亀井 様	○勅使河原 孝子 様	
○中村 様	○西田 篤生 様	
○山家 裕 様		他 453名

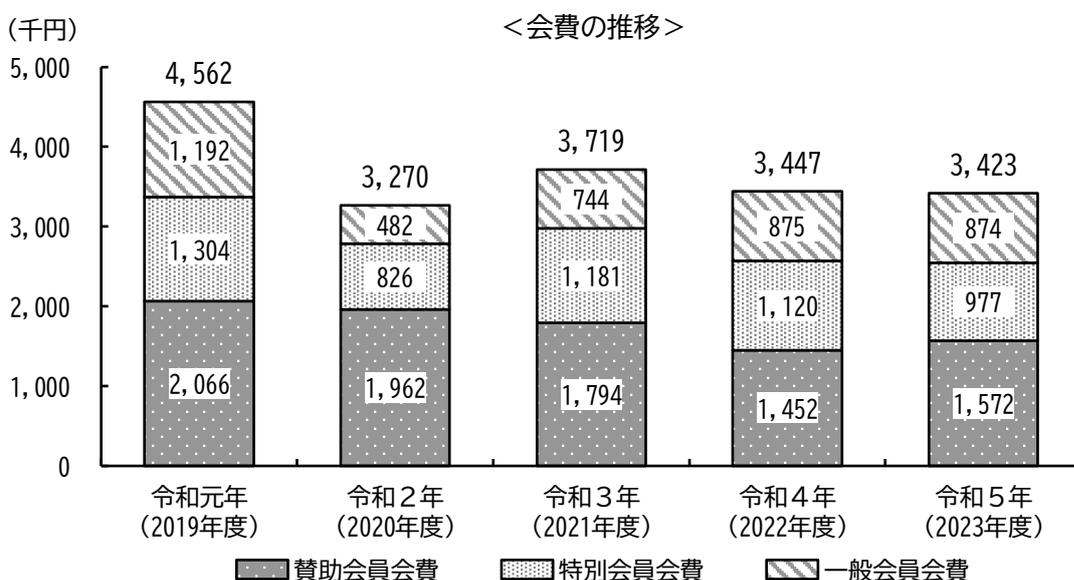
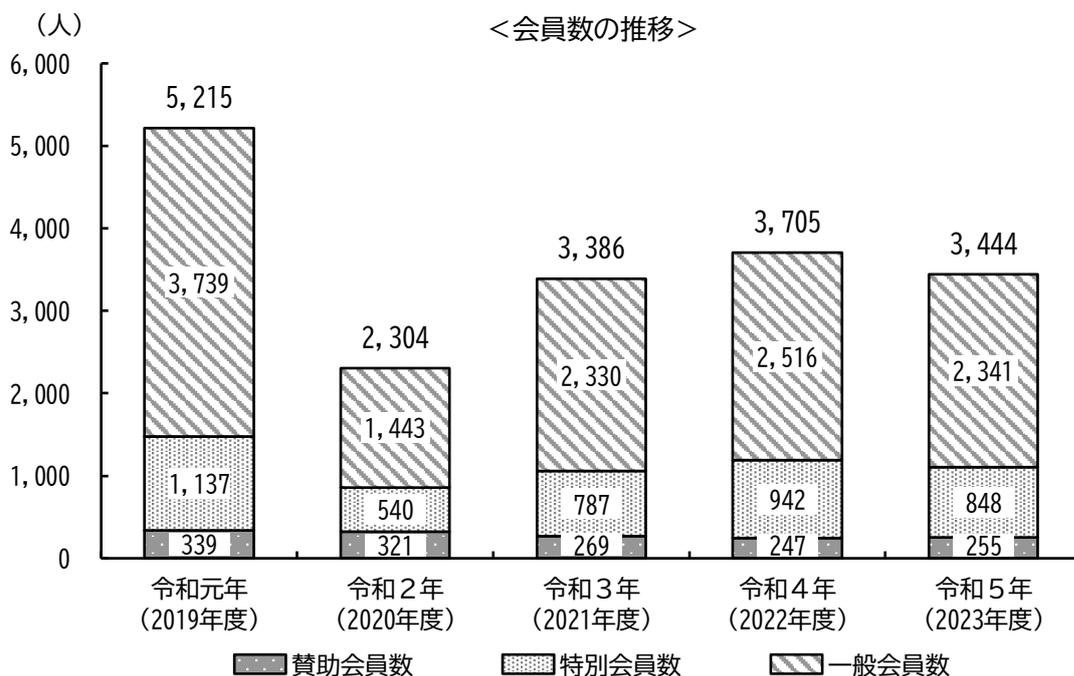
ご協力ありがとうございました。

2 浦安市社会福祉協議会の現状と課題

① 会員と会費

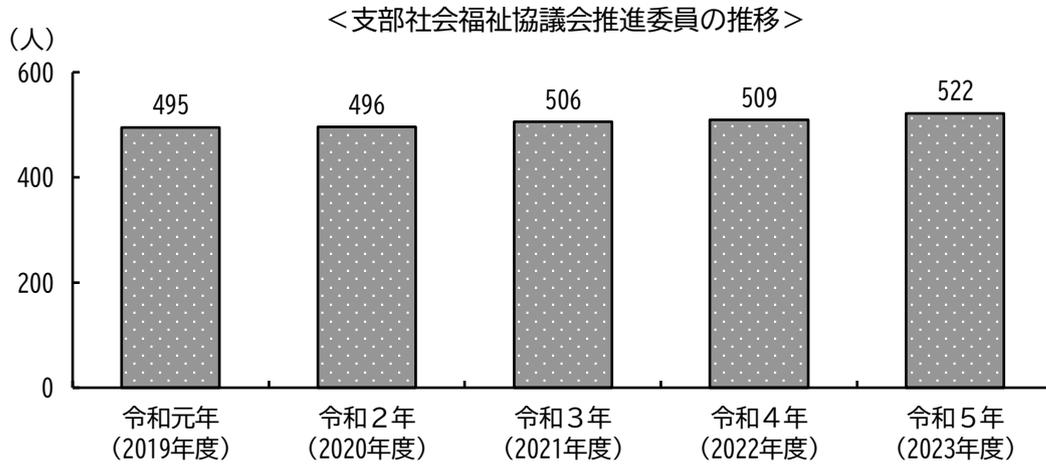
会員数は全体的に減少傾向にあり、特に令和2年度（2020年度）はコロナ禍の影響を受け、特別会員数と一般会員数が大きく減少しました。その後は回復傾向を示したものの、依然としてコロナ前の会員数には戻っていません。会費も、増減を繰り返しながら減少傾向となっています。

今後は一般会員の確保が課題といえます。

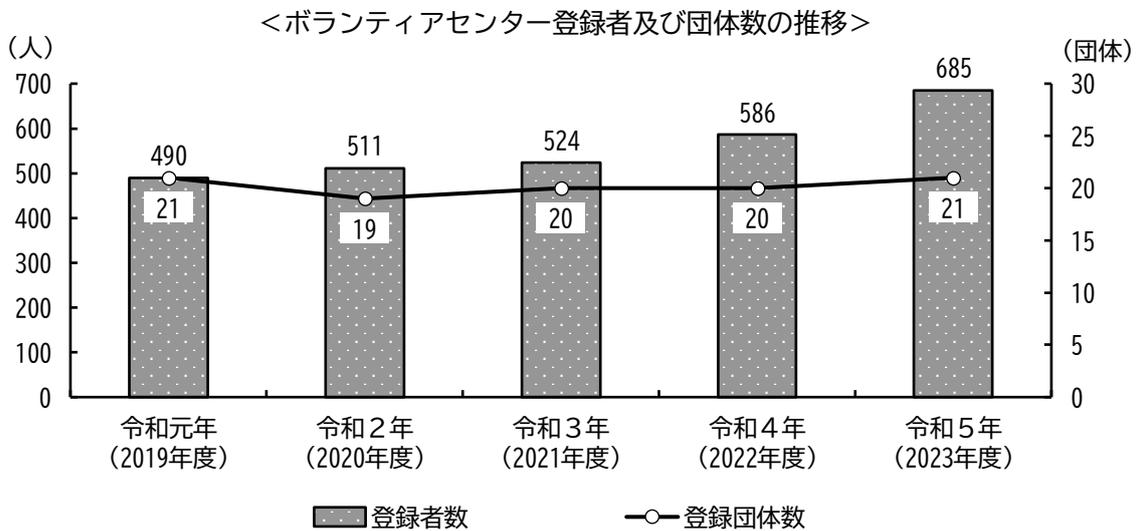


② 社会福祉協議会の主な事業活動データ

令和元年度（2019年度）以降、支部社会福祉協議会推進委員数は微増しています。ボランティアに関しては、登録者数は増加、団体数は横ばいとなっています。

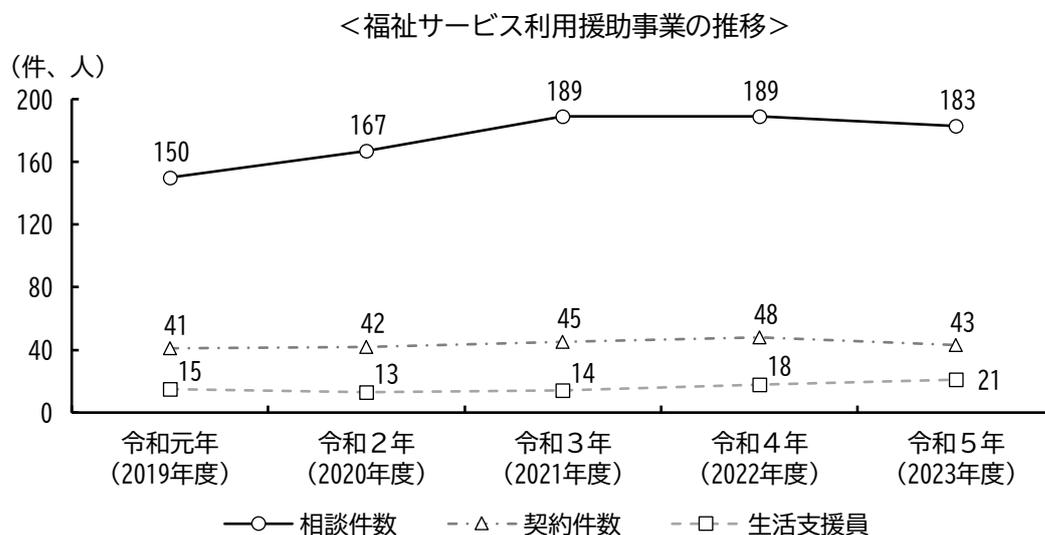


資料：社会福祉協議会資料



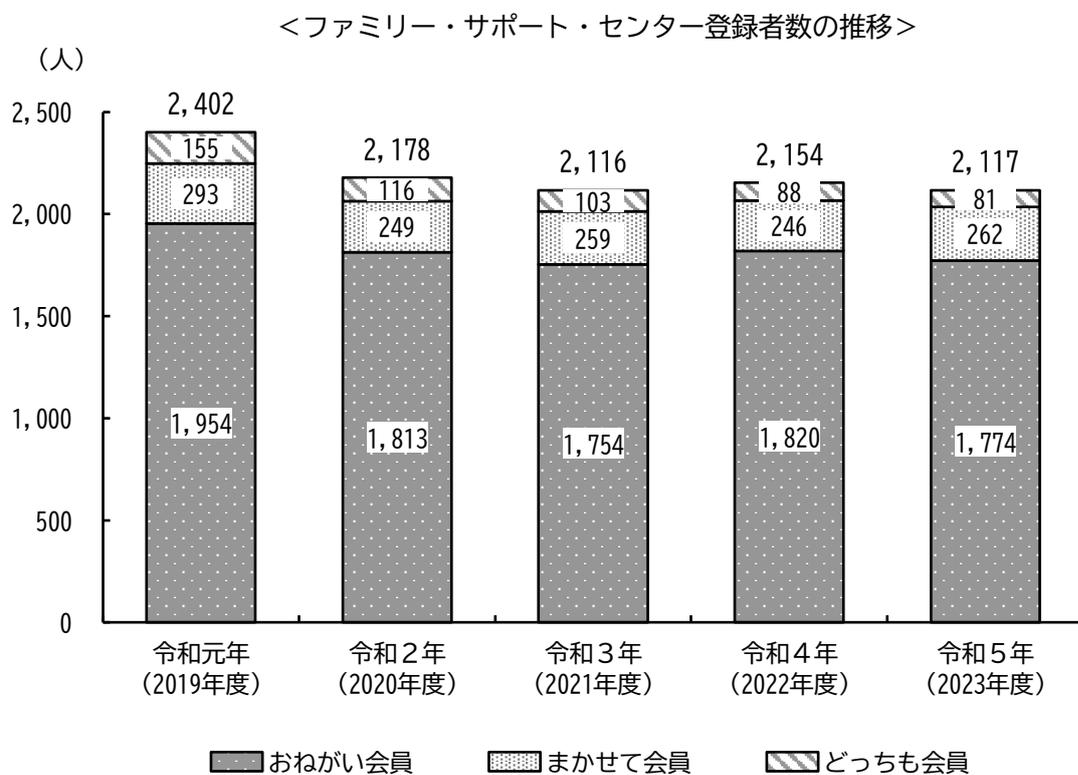
資料：社会福祉協議会資料

福祉サービス利用援助事業についての相談件数および契約件数は、横ばいで推移しています。相談件数に見合った支援員の数と質の整備が必要となります。



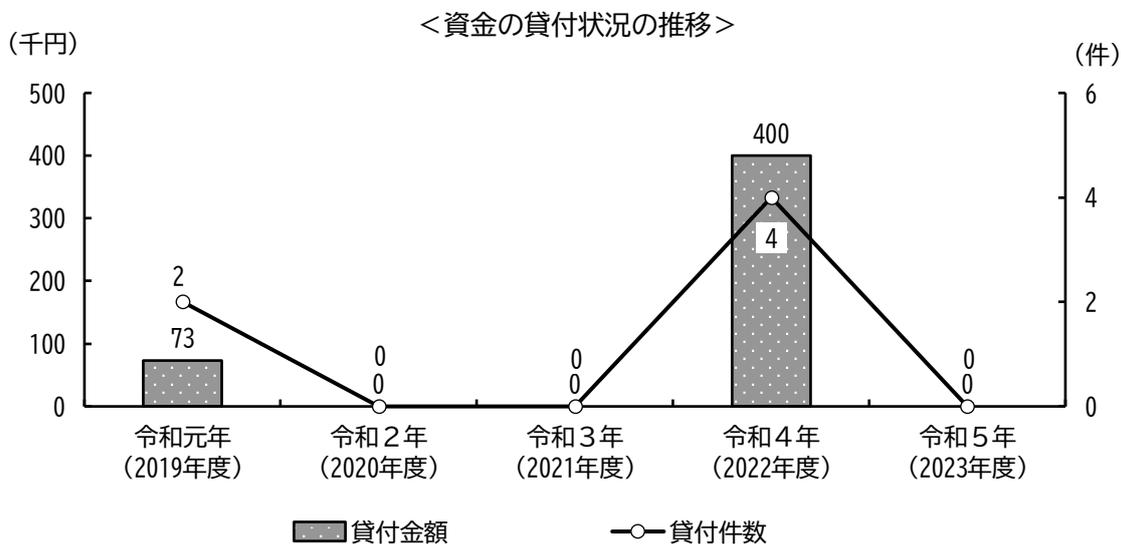
資料：社会福祉協議会資料

ファミリー・サポート・センター登録者数は、増減を繰り返しながら減少傾向にあります。令和5年度（2023年度）の登録者数は2,117人となっています。



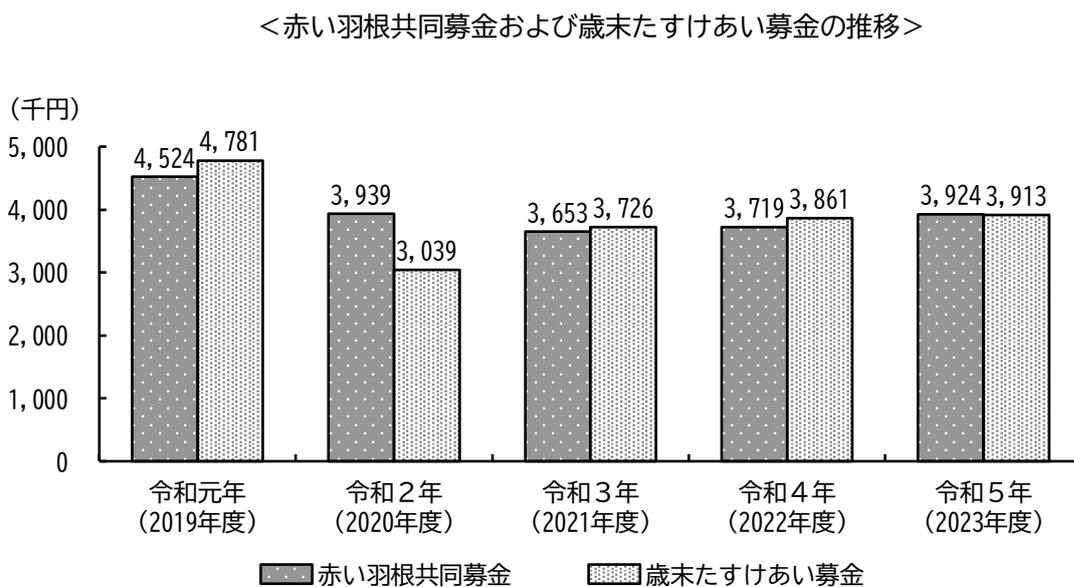
資料：社会福祉協議会資料

社会福祉協議会単独福祉資金貸付の件数および金額は、年度によって異なります。令和4年度（2022年度）では、貸付金額400,000円、貸付件数4件となっています。令和5年度（2023年度）はありませんでした。



資料：社会福祉協議会資料

赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金ともに減少傾向にあります。両者の金額の差は僅かとなっています。



資料：社会福祉協議会資料

3 用語集

用語	解説
あ行	
アウトリーチ	生活上の課題を抱えながらも相談窓口等を訪れることができない個人や家族に対し、家庭や学校、地域の集まりの場等に支援者が出向き、関係づくりを行いながら、支援につながるよう積極的に働きかける取り組みです。
赤い羽根共同募金	毎年10月1日～3月31日、住民同士のたすけあいを基本とし、地域のささえあい活動を推進するための募金として実施しています。浦安市では事務局を社協が担っています。活用例として、地域拠点であるぼっかぼかの運営費、ひとり暮らし高齢者への食事サービスの提供、市内福祉団体への活動助成等です。また、大規模災害時の災害ボランティア活動支援として災害等準備金にもなります。
遺贈	遺言によって、遺産の一部または全部を特定の個人や団体（受遺者）に贈与することです。遺言がないと、通常故人の遺産は法定相続人が相続して引き継ぐこととなりますが、生前に遺言を作成しておけば、法定相続人以外の第三者（個人や団体）にも財産を遺すことが可能です。自分で選んだ相手に遺したい財産を引き継ぐことができるのが、遺贈による寄付です。
うらやす社協だより	年4回（4月、7月、10月、1月）社会福祉協議会から発行している広報紙です。
浦安青年会議所（JC）	20歳から40歳までの品格ある青年が入会でき、「奉仕・修練・友情」の三つの信条のもと、明るい豊かな社会づくりを目指して活動しています。各種ボランティアやまちづくりにはじまり、行政改革や地方分権などの社会的課題にも積極的に取り組んでいます。
うらやす成年後見支援センター	成年後見制度の利用促進を図るため、令和元年（2019年）7月より中核機関として設置しました。成年後見制度の利用支援、法人後見受任、相続・遺言の弁護士相談などを行っています。
SNS (Social Networking Service)	インターネット上の交流を通じて、社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのことを指します。代表的なものに「X」「Facebook」「Line」等があり、社会福祉協議会でもアカウントを作成しています。
SDGs	平成13年（2001年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載されている令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。
NPO法人 (Nonprofit Organization)	特定非営利活動促進法に基づき設立され、保健、医療または福祉活動の増進を図る活動等を通じて、公益の増進に寄与する非営利の活動法人です。

用語	解説
LGBT	LGBTとは次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉で、L：女性の同性愛者（Lesbian, レズビアン）、G：男性の同性愛者（Gay, ゲイ）、B：両性愛者（Bisexual, バイセクシュアル）、T：性同一性障害（Transgender, トランスジェンダー）などの人々をいいます。
か行	
虐待	力の強い者が、抵抗する力がないか極めて弱い者に対して、身体的あるいは精神的な攻撃を加えることです。身体的、心理的、性的虐待のほか、食事を与えない・病気になっても病院に連れていかない等のネグレクトや年金等を勝手に使ってしまう経済的虐待があります。
ケアマネジャー （介護支援専門員）	介護が必要な人が適切なサービスを利用できるように支援する専門職です。サービス利用者やその家族の相談に応じたり、市町村や介護保険施設などとの連絡・調整、介護サービス計画の作成などを行います。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの表明を支援し、代弁することです。
合計特殊出生率	1人の女性が生涯に産むことが見込まれる子供の数を示す指標。合計特殊出生率は15～49歳の年齢別出生率（年齢ごとに区分された女性人口に対する出生数の比率）の合計です。
更生保護	犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て、自立し改善更生することを助けることにより、安全安心な地域社会を作ることです。
子育て支援センター	0歳から未就学児とその保護者を対象に、親子が交流できる場や子育てに関する相談・情報の提供を行っています。また、地域子育て支援センターとして併設している保育園もあります。
個別避難計画	災害対策基本法に基づき、市町村が作成する、高齢者や障がい者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援等のための計画です。
コミュニティソーシャルワーカー （CSW）	地域で困っている人を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しいしくみづくりのための調整を行う役割を持つ専門職の一つです。
さ行	
災害ボランティアセンター	災害時において、被災者の生活を支えるために活動するボランティアの調整役を担う機関です。平常時では設置されていない市町村がほとんどですが、浦安市では平成25年度（2013年度）より県内初の常設型災害ボランティアセンターを開設しています。

用語	解説
歳末たすけあい募金	毎年12月1日～31日、共同募金運動の一環として行っており、新年を迎える時期に支援を必要な方々が安心して暮らすことができるよう、地域で支え合うことを目的として実施しています。活用例として、在宅障がい児や交通遺児等への援護金、学習支援利用者への支給、独居高齢者への年賀状配布、緊急連絡先シート付きカレンダー配布、門松カード作成等です。
サロン	地域における集いの場です。高齢者や子育て世代に限定したもの、全年齢を対象とした集まりもあります。参加者同士が交流を深めることで、家に閉じこもりがちな一人暮らしの方なども地域で知り合いができ、孤立を防止する効果が期待されます。
市民活動センター	市民活動団体やこれから活動を始めようとする市民に「備品」「情報」「会議室」などを提供し、市民活動を支援している中間支援組織です。
市民後見人	社会貢献の意欲が高い一般市民の方で、養成研修を受講し成年後見に関する一定の知識・技術を身に付けた方の中から、家庭裁判所により成年後見人等として選任された方です。
社会資源	人々の生活の諸要求の充足や、問題解決の目的に使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称のことです。
社会的孤立	「社会的孤立」は明確に定義されていません。それはどこから孤立状態かという線引きが難しいのが理由です。一般に「家族や地域社会とほとんど接触がないという客観的な状態」を指すことが多いとされています。
社会福祉協議会（社協）	社会福祉法第109条において規定され、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間の団体です。全国、都道府県及び市町村単位で設置されています。
社会福祉協議会支部（支部社協）	市内を11の支部に分けて設置され、自分たちの暮らしているまちの福祉課題は自分たちで取り組むことを理念とし、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア、小中学校PTA、青少年相談員、青少年補導員、保護司、婦人の会、老人クラブ、福祉施設や団体、個人等が集まり組織されています。主な事業は高齢者サロン、子育てサロン、外出支援バスツアー等です。
重層的支援体制整備事業	社会福祉法に基づき、社会福祉関係の事業を一体のものとして実施することで、地域生活課題を抱える地域住民やその世帯に対する支援体制、地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業です。本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で支援を行う「包括的相談支援事業」、本人や世帯の状況に寄り添い社会とのつながりを段階的に回復する「参加支援」、地域における活動の活性化や多様な地域活動が生まれやすい環境を整備する「地域づくりに向けた支援」を柱とし、これらを効果的・円滑に実施するため、課題を抱えながらも支援が届いていない人や世帯を把握するとともに、必要な支援へ結びつける「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、各支援相談機関を支援・サポートし連携をスムーズにする「多機関協働事業」を一体的に行います。

用語	解説
住宅確保要配慮者	低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯及び外国人等、法令で定められる住居の確保に特に配慮を必要とする人のことです。
障がい者手帳	障がいのある人が取得できる手帳の総称で、「身体障がい者手帳」「精神障がい者保健福祉手帳」「療育手帳」の3つの種類があります。手帳の取得は任意ですが、手帳を持つ人を対象とするさまざまなサービスがあり、利用することで生活の幅が広がったり、社会に参加しやすくなるというメリットがあります。いずれの手帳にも、生活における支障の程度や症状などに応じた「障がい等級」と呼ばれる区分があります。しかし、それぞれの手帳の制度ができた時期や経緯、制度を定めている法律などが異なるため、手帳ごとに申請手続きや、障がい等級の区分のしかたなどは異なります。
CSR (Corporate Social Responsibility)	「企業の社会的責任」という意味です。例えば電機メーカーが森林再生プロジェクトを行ったり、飲料メーカーが文化財の保護に協力するなど、企業が普段関わっている事業とは関係のない活動にも当てはまります。
CSV (Creating Shared Value)	「共通価値の創造」という意味です。マイケル・ポーター教授が、ハーバード・ビジネス・レビューで提唱した概念です。従来、経済効果と社会的価値の創出は相容れないものだと考えられてきましたが、その問題に対して、両者の両立、ひいてはお互いがお互いを高め合う状況を目指すのがCSVです。
生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方です。
生活支援コーディネーター	介護保険法第115条の45第2項第5号に規定され、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に福祉関連サービスの創出や団体間連携のネットワーク構築の機能）を果たす者で、地域支え合い会議で話し合われた内容を具体化するための調整等を行います。
生活福祉資金貸付制度	低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。社会福祉協議会が窓口となっています。
成年後見サポーターズ	市民後見人の養成講座の修了生からなる組織で、紙芝居等を活用して成年後見制度のPR等を行っています。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な方々に対して、不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスや施設への入所に関する契約、遺産分割の協議等支援をする制度です。
た行	
ダブルケア	主に介護と育児が同時期に発生する状態のことです。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会です。

用語	解説
地域拠点ぽっかぽか	地域の交流スペースとして、さまざまなサロンの開催や相談窓口を設置しています。市内4か所（堀江フラワー通り沿い、富岡・高洲公民館内、当代島児童公園向かい）に設置しています。社協が運営しています。
地域ケア会議	地域ケア会議介護保険法第115条の48に規定され、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備（地域づくり）を同時に図っていくことを目的としている。会議範囲は、市全域（地域包括ケア評価会議）、日常生活圏域（ともづなネットワークづくり会議）、個別（個別ケース会議、自立支援会議）となっています。
地域支え合い会議	介護保険法第115条の45第2項第5号に規定され、多様な団体（自治会、老人クラブ、NPO、支部社会福祉協議会、民生委員・児童委員、企業等）による情報共有及び連携による資源開発等を推進する会議体です。設置主体は市で、市全域（第1層）、日常生活圏域（第2層）からなり、浦安市では、第2層のみ設置しています。生活支援コーディネーターの組織的補完機能を持っています。
地域における公益的な取り組み	すべての社会福祉法人は、その高い公益性にかんがみ、「社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」という責務が課されており、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動を行うことです。
地域連携ネットワーク	権利擁護支援の必要な人の発見・支援、相談対応体制の整備、意思決定支援・身上監護を重視した成年後見制度の運用支援体制が主な役割で、市担当課や地域包括支援センター等多様な関係機関・団体からなる権利擁護に関するネットワークです。
地域生活課題	福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題をいいます。
地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みを指します。
地域包括支援センター	保健師又は経験のある看護師、主任ケアマネジャー及び社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメントなどの業務を行う介護保険法に規定された機関です。高齢者の総合相談窓口として、様々な機関と連携し、地域の高齢者の支援を行っています。浦安市では「ともづな」が愛称です。

用語	解説
な行	
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用について援助等を行うものです。主に金銭管理、福祉サービスの調整を行います。
認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る地域の応援者です。
は行	
白杖	視覚障がいのある方が歩行するときに使う杖です。白杖の主な役割は、①安全の確保（前方の障がい物や危険の防御）、②歩行に必要な情報の収集（段差や歩道の切れ目等を認識）、③シンボル（ドライバーや他の歩行者・警察官などの注意喚起）の3つです。
8050 問題	ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題です。主に 50 代前後のひきこもりの子どもを 80 代前後の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されています。
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。
伴走型支援	援者と本人が継続的につながり関わり合いながら、本人と周囲との関係を広げていくことを目指すもので、厚生労働省では「つながり続けることを目指すアプローチ」と定義しています。
ひきこもり	様々な要因の結果として、就学、就労等の社会参加を避けて、原則として6か月以上にわたって家庭にとどまり続けている状態のことです。
避難行動要支援者	災害が発生したときや、発生する恐れがあるときに自分一人で安全に避難することが困難で他の人の支援を必要とする人のことです。
ファミリー・サポート・センター	育児の援助を受けたい人（おねがい会員）、育児の援助を行いたい人（まかせて会員）、援助を受けることと行うことの両方を希望する人（どっちも会員）が地域の中で支えあいながら子育てをする会員組織です。
ファンドレイジング	資金開拓を担う資金調達です。
福祉教育	憲法第 25 条「生存権の保障」を基盤に、同法第 13 条「幸福追求権」の実現を目指すための教育活動。市内では学校での福祉体験（車イス体験や白杖体験等）や地域と学校の連携した取り組み（地域清掃等）が行われています。
福祉自販機	売上の一部が地域福祉に関する事業へ還元される自動販売機です。浦安市では、公共施設に多く設置されています。

用語	解説
福祉ショップふくふく	市内で障がい者支援を行っている事業者が作成した物品（キャンドルや布製品など）を販売しています。総合福祉センター2階社会福祉協議会の窓口前に、商品を陳列しています。
ブラインド体験	視覚障がい者体験です。
保護司	保護司法によって位置づけられ、法務大臣に委嘱された方々です。犯罪や非行をした人の保護観察や生活環境の調整、社会を明るくする運動（毎年7月が強化月間）等の犯罪予防活動を行います。
ボランティアセンター	ボランティアをしたい方とボランティアをお願いしたい方をつなぐ役割を持つ機関です。その他、ボランティアの育成やボランティア活動のPR等ボランティアに関する取り組みを行っています。
堀江つどいの広場	長い間浦安の医療に貢献してきた医院（昭和4年（1929年）建築）の建物を利用し、畳敷きのあたたかい雰囲気の中で親子がのんびり過ごせる場です。また、子育てに関する相談や関連情報の提供なども行っています。
ま行	
民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。
や行	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者のことです。
要支援・要介護認定	介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態（要支援状態）になった場合に、介護サービスを受けることができます。この要介護状態や要支援状態にあるかどうか、その中でどの程度かの判定を行うのが要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ）であり、保険者である市町村に設置される介護認定審査会において判定されます。要介護認定は介護サービスの給付額に結びつくことから、その基準については全国一律に客観的に定めます。
ら行	
老人クラブ	会員が互いに親睦を深め、健康を増進し、教養を高め合うとともに、奉仕活動などを通じ地域社会との交流を図っています。概ね60歳以上の方ならどなたでも会員になることができます。

用語	解説
ローリングストック方式	普段から少し多めに食材、加工品を買っておき、使ったら使った分だけ新しく買い足していくことで、常に一定量の食料を家に備蓄しておく方法をローリングストックと言います。ローリングストックのポイントは、日常生活で消費しながら備蓄することです。

うらやす地域福祉活動計画Ⅴ
(令和7年度～令和11年度)

発行：社会福祉法人浦安市社会福祉協議会
発行年月：令和7年3月

